伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて

［平成20年11月４日付け20林整計第105号
林野庁森林整備部計画課長から各都道府県林務担当部長あて］
最終改正
［令和８年３月１３日付け７林整計第539号］

森林の立木の伐採行為の実態を把握し、伐採後の更新を確実に行うことは、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮するための適正な森林施業の実施や森林資源の賦存状況等を把握する上からも極めて重要なことです。

このため、森林法においては、立木の伐採前に市町村に伐採及び伐採後の造林の届出書の提出を義務付け、市町村森林整備計画との適合性等を確認するとともに、必要に応じて森林所有者等への指導等を行うことにより、適正な森林施業が確保されるよう措置しているところです。

こうした中、市町村実務担当者が本制度についての理解を深め、より適切な運用を図っていただくため、別紙のとおり伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルを業務の参考として作成したので通知します。

各都道府県におかれましては、伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用が図られるよう、市町村に対する周知方宜しくお願いします。

なお、関係市町村長には貴職からご通知願います。

伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアル

平成２０年１１月

［最終改正　令和８年３月］

林野庁森林整備部計画課

目次

はじめに 4
Ⅰ マニュアルの対象について 7
Ⅱ 事務処理マニュアル 8
１　事務処理の流れ 8
（１）伐採及び伐採後の造林の届出の要否 12
（２）伐採及び伐採後の造林の届出制度 18
①　記載事項の確認 18
②　届出者の確認 19
③　届出書の添付書類の確認等 19
④　市町村森林整備計画との適合の確認 25
⑤　確認通知書又は適合通知書の発出 28
⑥　伐採の計画等の変更があった場合の事務処理等について 29
⑦　届出書の計画に従った伐採の確認 29
⑧　届出書の計画に従った造林の確認 30
⑨　無届伐採の事務処理等について 30
⑩　無届伐採における伐採の中止命令 31
⑪　無届伐採における伐採後の造林命令 32
⑫　関係者間の情報共有 33
（３）その他の確認事項等 34
①　他法令の規定による規制等の有無の確認 34
②　森林整備事業の実施履歴の有無 34
③　森林窃盗への適切な対応 34
④　権原を有する者が代わった場合の報告の協力依頼 35
（４）伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告の要否 35
（５）伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告制度 36
①　記載事項の確認 36
②　報告者の確認 37
③　届出書との整合の確認 37
④　森林所有者による確認 37
⑤　無報告、虚偽報告等の事務処理等について 38
２　適合通知書等の記載例 39
３　届出書の記載要領 46
４　届出書の記載例 50
５　報告書の記載要領 70
６　報告書の記載例 73
７　伐採及び伐採後の造林の届出書の添付書類チェックリストの例 79
８　立木の伐採等に係る法規制一覧表 81
９　伐採及び集材に係るチェックリスト等の様式例 83
１０　森林経営計画に係る事後届出の事務処理等について（参考） 87
Ⅲ Ｑ＆Ａ 88
Ⅳ 参　考 91
①森林法（抄） 91
②森林法施行規則（抄） 94
③行政手続法（抄） 96
④森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（抄） 97
⑤伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について 104
⑥伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用上の留意事項について 118
⑦市町村森林整備計画制度等の運用上の留意事項について（抄） 121
⑧電線路の維持にかかる伐採及び伐採後の造林の届出制度の運用見直しについて 122

はじめに

【 本マニュアルの目的 】

(1) 森林の立木の伐採行為の実態を把握し、伐採後の更新を確実に行うことは、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮するための適正な森林施業の実施や、森林資源の賦存状況等を掌握する上で極めて重要なことです。

(2) このため、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）においては、森林所有者等（市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除く。以下同じ。）に対して立木の伐採前に市町村に伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「届出書」という。）を提出することを義務付け、市町村森林整備計画との適合等に応じて伐採及び伐採後の造林の計画内容を変更・遵守させるとともに、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告を義務付けることにより、適正な森林施業が確保されるよう措置しているところです。

(3) 仮に、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度が適正に運用されない場合、大規模な造林未済地が発生するなど、重大な事案が発生すれば、市町村として行政の不作為が問われかねません。

我が国の森林資源が成熟し、伐採面積の更なる増加が予想されることから、持続可能な森林経営の実現に向け、適正かつ計画的な森林資源の利用を確保するためには、本制度の森林所有者等への周知・徹底及びその適確な運用が必要不可欠となっています。

(4) 既に都道府県、市町村においては、マニュアルや要綱・要領等を定め、届出制度の適正な運用に向けた取組が進められておりますが、本マニュアルは、平成23年、平成28年及び令和７年に法の一部が改正されたことや令和３年９月に森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）及び森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年７月２日農林省告示第851号）が改正されたこと、並びに令和４年９月、令和５年９月及び令和７年12月に規則が改正されたこと、また、平成30年から行っている全国的な調査の結果などからも、森林所有者に無断で立木が伐採される事案の発生が各地で認められており、こうした事案の未然防止を図るため、制度の適切な運用を徹底する必要があることを受けて、改めてこれらの制度に関連して実施すべき基本的な事項等をまとめたものです。

【改正履歴】（令和４年３月以降）

〇令和４年３月の主な改正内容

・「伐採及び伐採後の造林の届出書」の様式の改正に伴う所要の改正

・伐採後の状況報告が設けられたことに伴う所要の改正

・主伐の届出において、集材の方法が確認できる書類等の添付を求め、確認することを記載

・５ヘクタール以上の皆伐地で天然更新が計画されている場合には、現地調査等により森林の状態を確認し、必要に応じて、人工造林に変更するよう指導することを記載

・「特に効率的な施業が可能な森林の区域」において天然更新が計画されている場合には、人工造林に変更するよう指導することを記載

・伐採後の森林の状況報告書の受領時に、必要に応じて、森林所有者に伐採跡地の確認を促すことを記載

・届出後に伐採等の権原を有する者が代わった場合に報告の協力を求めることを記載

・無断伐採等の未然防止・再発防止にかかる対策（森林の境界を証する書類の確認の徹底、自治体間の情報共有、警察への捜査協力等）を記載

〇令和４年12月の主な改正内容

・届出書の提出に当たって添付が必要な書類を規則に位置付けたことに伴う所要の改正

〇令和５年12月の主な改正内容

・電線路の維持に伴う伐採を届出書の提出を不要とする規則の改正に伴う所要の改正

〇令和６年３月の主な改正内容

・「令和５年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和５年12月22日閣議決定）に基づき、市町村への補助申請書等に届出書の記載事項と同等の内容が網羅されているときは、届出書を兼ねるものと取り扱うことが可能であることを記載

〇令和７年３月の改正内容

・「令和６年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和６年12月24日閣議決定）に基づき、市町村が任意で届出書に記載事項を追加できることを記載

〇令和８年３月の改正内容

・「令和６年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和６年12月24日閣議決定）に基づき、市町村がその区域内で伐採を行う場合及び危険木・支障木の伐採であって、その

伐採面積が著しく小さい場合、届出書の提出を不要とする法及び規則の改正に伴う所要の改正

・生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和６年法律第18号）の制定に伴う所要の改正

Ⅰ マニュアルの対象について

本マニュアルでは、地域森林計画の対象となっている民有林（法第５条に規定する都道府県知事がたてる地域森林計画の対象とする森林。以下「地域森林計画対象森林」という。）において立木を伐採する場合の「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度」（法第10条の８及び第10条の９）について解説しています。

なお、地域森林計画対象森林であっても、保安林や保安施設地区に指定されている区域内の森林において伐採する場合や森林経営計画の対象とする森林において当該計画に定められている伐採をする場合には、別の手続が必要となります。

また、他法令において森林法の特例が措置され、当該法令に規定する計画に定められている伐採をする場合、届出書の提出が不要となります。

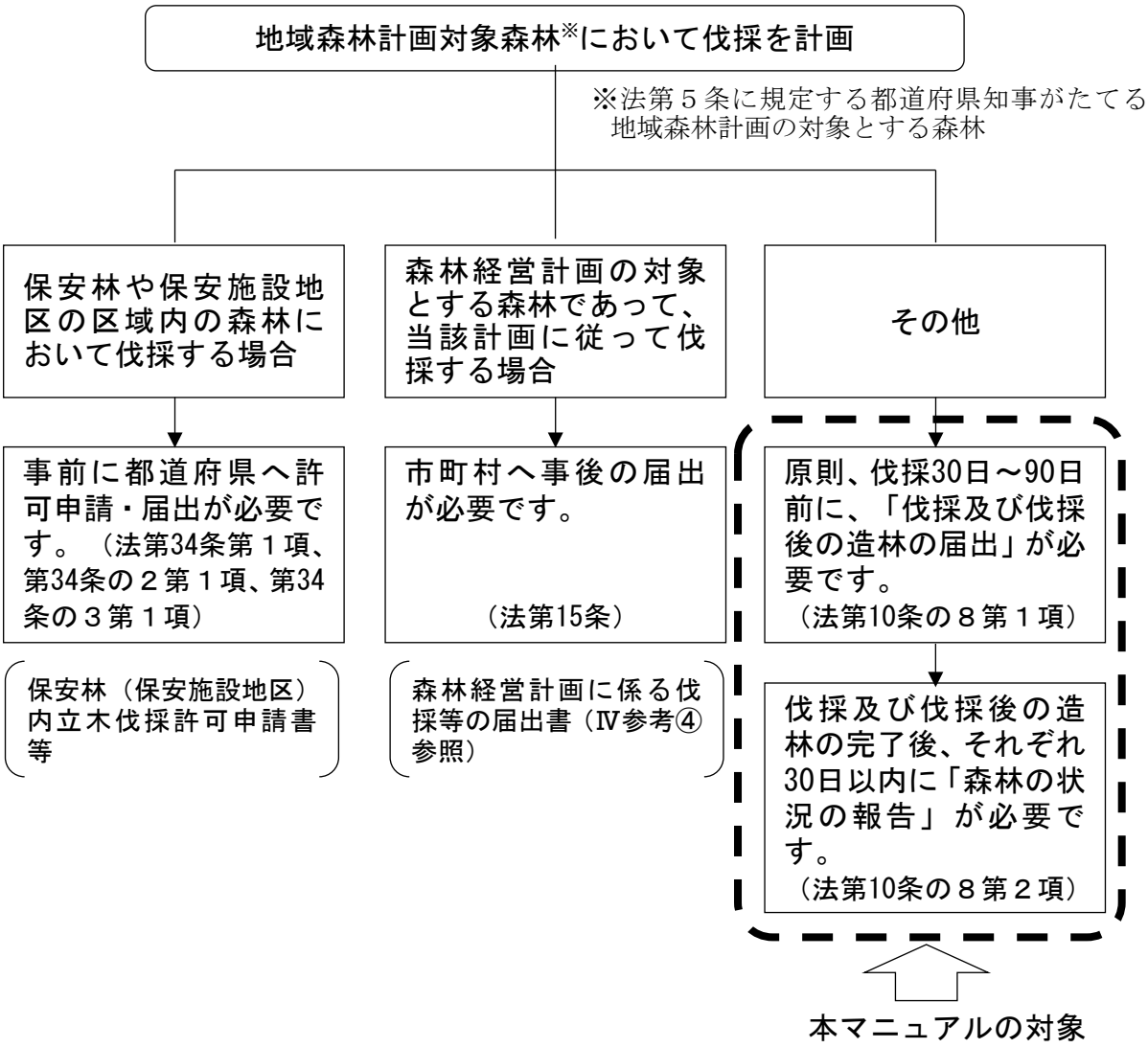

〔届出書の提出を不要とする森林法の特例が措置されている法律〕

- 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成８年法律第47号。以下「木安法」という。）
- 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）
- 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和６年法律第18号。以下「地域生物多様性増進法」という。）

森林法
（定義）
第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。
一　木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
二　前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地
２ この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
３ この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十条第一号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

（地域森林計画）
第五条　都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。
２　地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　その対象とする森林の区域
二～十二　（略）
３～５　（略）

Ⅱ 事務処理マニュアル

１　事務処理の流れ

「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度」の流れについては、フローチャート（次頁）のとおりです。

本章では、フローチャートの順に必要な手続やチェック項目、留意すべき事項などを記しています。

伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャート

1　伐採及び伐採後の造林の届出

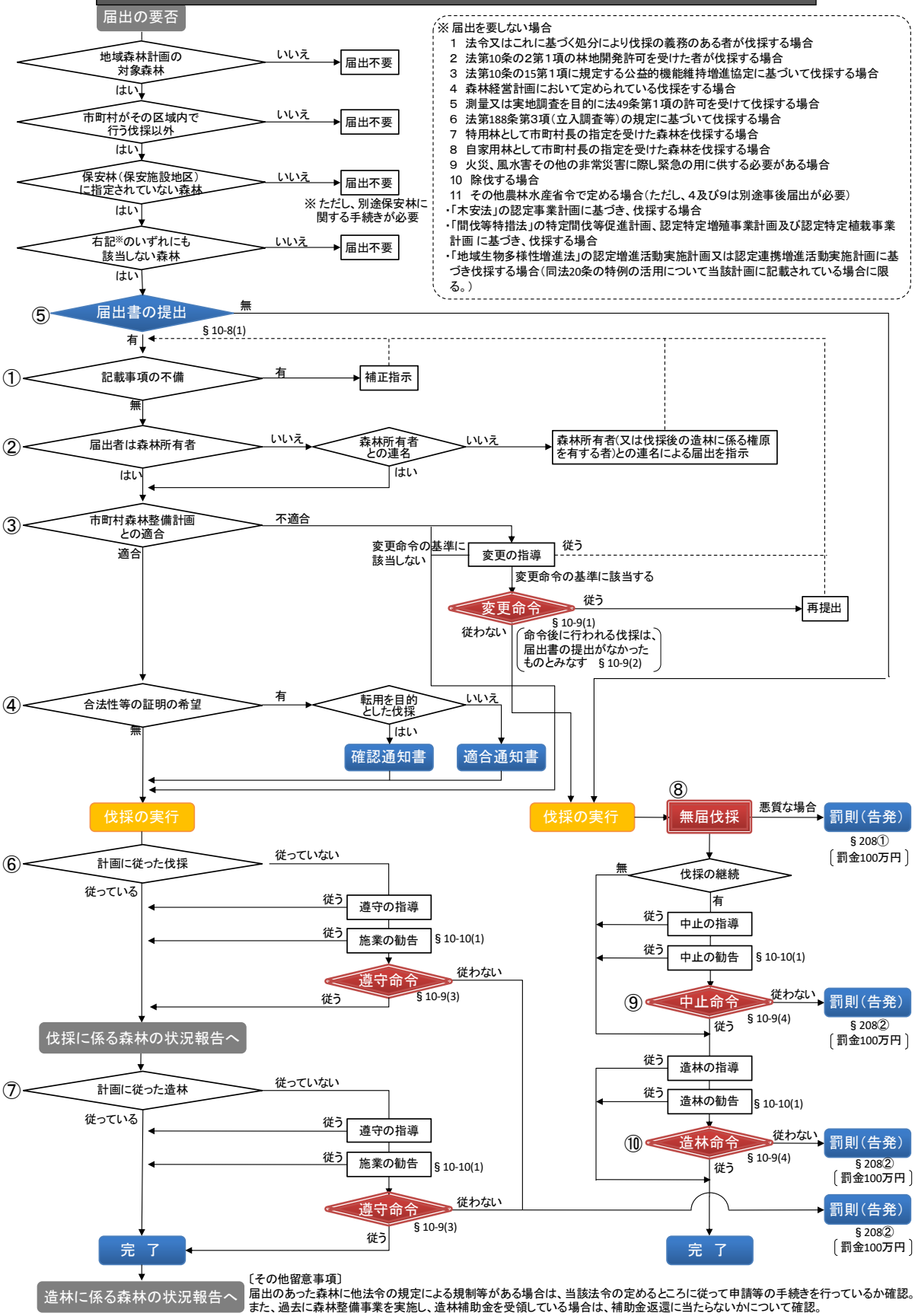

※ 届出を要しない場合
1　法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者が伐採する場合
2　法第10条の2第1項の林地開発許可を受けた者が伐採する場合
3　法第10条の15第1項に規定する公益的機能維持増進協定に基づいて伐採する場合
4　森林経営計画において定められている伐採をする場合
5　測量又は実地調査を目的に法49条第1項の許可を受けて伐採する場合
6　法第188条第3項（立入調査等）の規定に基づいて伐採する場合
7　特用林として市町村長の指定を受けた森林を伐採する場合
8　自家用林として市町村長の指定を受けた森林を伐採する場合
9　火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
10　除伐する場合
11　その他農林水産省令で定める場合（ただし、4及び9は別途事後届出が必要）
・「木安法」の認定事業計画に基づき、伐採する場合
・「間伐等特措法」の特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画及び認定特定植栽事業計画 に基づき、伐採する場合
・「地域生物多様性増進法」の認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に基づき伐採する場合（同法20条の特例の活用について当該計画に記載されている場合に限る。）

〔その他留意事項〕
届出のあった森林に他法令の規定による規制等がある場合は、当該法令の定めるところに従って申請等の手続きを行っているか確認。
また、過去に森林整備事業を実施し、造林補助金を受領している場合は、補助金返還に当たらないかについて確認。

2　伐採に係る森林の状況の報告

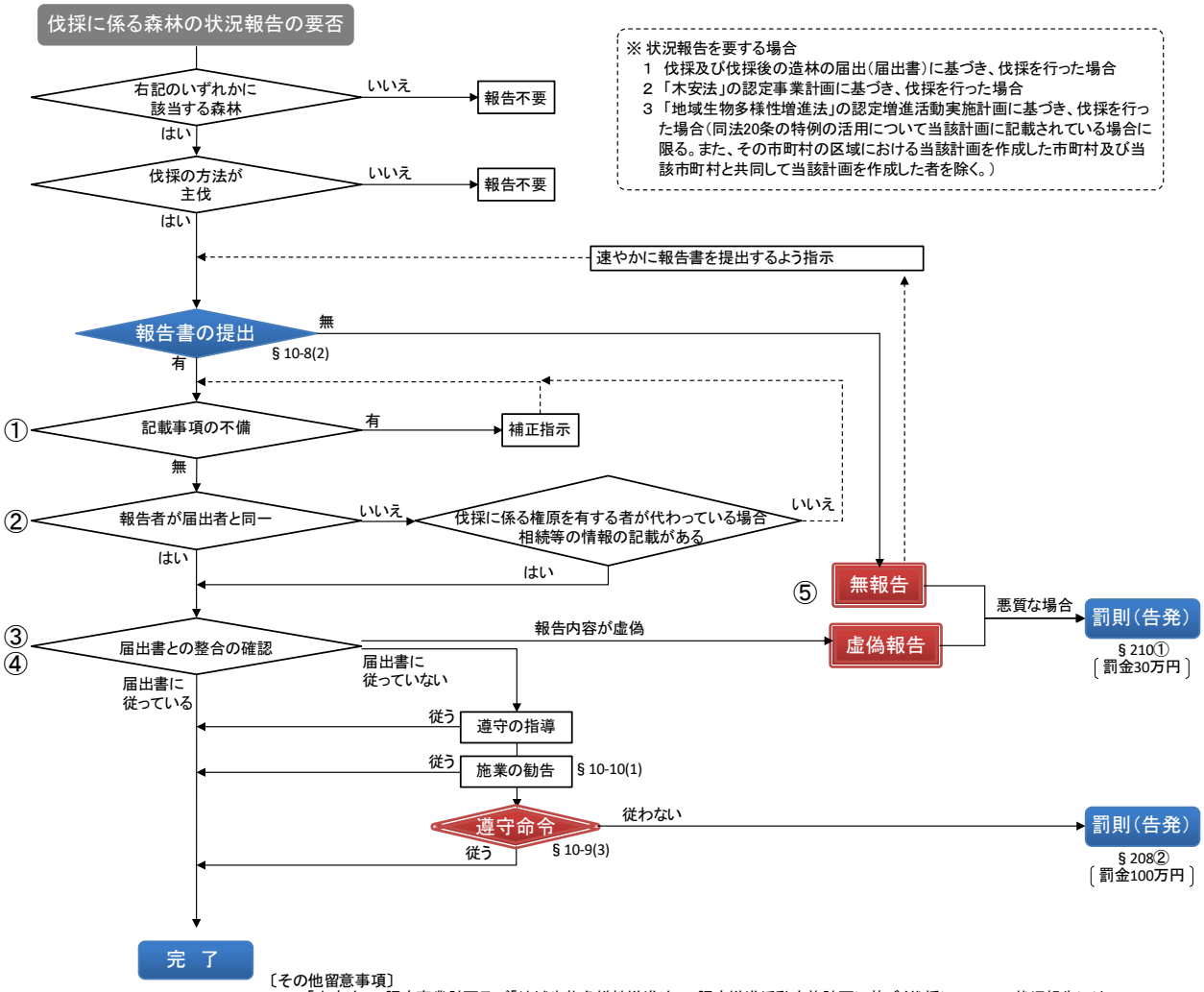

〔その他留意事項〕
「木安法」の認定事業計画及び「地域生物多様性増進法」の認定増進活動実施計画に基づく伐採についての状況報告には、§ 10-9(3)の遵守命令の規定は適用されないことに留意すること。

3　伐採後の造林に係る森林の状況の報告

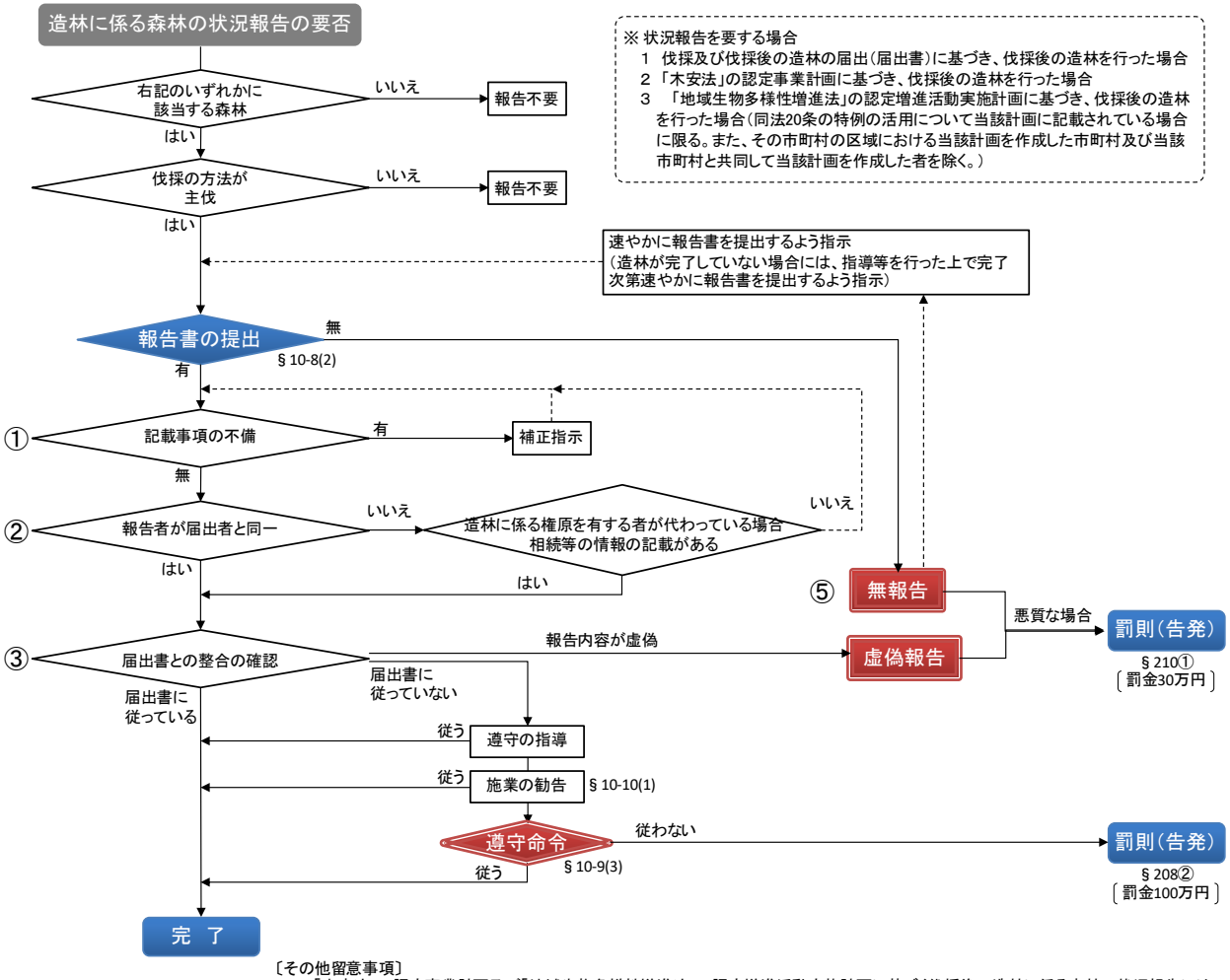

〔その他留意事項〕
「木安法」の認定事業計画及び「地域生物多様性増進法」の認定増進活動実施計画に基づく伐採後の造林に係る森林の状況報告には、§10-9(3)の遵守命令の規定は適用されないことに留意すること。

（１）伐採及び伐採後の造林の届出の要否

ア　立木を伐採する場合は、人工林・天然林の別や伐採本数にかかわらず、現況が森林の状態となっている場合は届出の対象となる可能性があります。このため、伐採・造林箇所を特定するために、届出書の提出時に市町村役場にて届出書を提出した者（以下「届出者」という。）と森林の位置を確認した上で、森林簿、森林計画図等と照合し、届出の対象森林が地域森林計画対象森林であるか否かを確認します。

イ　地域森林計画対象森林ではない場合又は法第10条の８第１項各号のいずれかに該当する場合は、届出書の提出が不要である旨を指導します。

法第10条の８第１項（届出書の提出を要しない場合）

1　法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者が伐採する場合
2　法第10条の２第１項の林地開発許可を受けた者が伐採する場合
3　法第10条の15第１項に規定する公益的機能維持増進協定に基づいて伐採する場合
4　森林経営計画において定められている伐採をする場合
5　測量又は実地調査を目的に法第49条第１項の許可を受けて伐採する場合
6　法第188条第３項（立入調査等）の規定に基づいて伐採する場合
7　特用林として市町村長の指定を受けた森林を伐採する場合
8　自家用林として市町村長の指定を受けた森林を伐採する場合
9　火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
10　除伐する場合
11　その他農林水産省令で定める場合（規則第14条第１項各号）
　(1)　国又は都道府県が保安施設事業、砂防工事又は地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事を実施するため伐採する場合（同項第１号）
　(2)　電気事業法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者が当該事業の用に供する電線路を同法第三十九条第一項の技術基準に適合するよう維持するため当該維持の支障となる立木を伐採する場合（同項第２号）
　(3)　法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合（同項第３号）
　(4)　倒木、枯死木又は著しく損傷した立木を伐採する場合（同項第４号）
　(5)　道路等の設備又は住宅等の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を伐採する場合であって、その伐採の面積が著しく小さい場合（同項第５号）
　(6) こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合（同項第６号）

ウ　市町村がその区域内において伐採する場合は法第10条の８第１項の規定は適用されず、届出書の提出は不要です。一方で、その場合においても、法第10条の７の規定により、市町村森林整備計画（「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）を含む。）に従って森林の施業及び保護を実施すること等森林法をはじめとする関係法令に適合した立木の伐採、造林、路網の作設等が求められることや、市町村が伐採等の実態を把握することで森林資源の賦存状況等を掌握することが求められることに変わりはありません。

　このため、市町村の林務部局以外の他部局が伐採等を行おうとするときは、本制度

の趣旨に即して行われるよう、あらかじめ林務部局と他部局との間で連絡調整を密接に行うものとします（具体的には、届出書の様式（Ⅳ参考④参照）や、森林の位置図及び区域図（（２）③イ(ｱ)参照）を準用した連絡調整などが有効と考えられる）。

エ　届出の対象森林（届出書に記載された「森林の所在場所」）が、保安林又は保安施設地区ではないことを確認し、これらの森林に該当する場合には、それぞれ必要な手続を遵守するよう指導します。

オ　法第10条の８第１項第４号の森林経営計画において定められている伐採、同項第９号の緊急伐採については、別途事後届出（Ⅳ参考④参照）が必要となる旨を指導します。

カ　法第10条の８第１項第11号のうち規則第14条第１項第２号で定める「当該維持の支障となる立木を伐採する場合」とは、電線路の周囲（電線路から一般的な樹高程度の幅である25m以内を目安とする。）の立木の成長や傾斜等に伴い、「電気設備の技術基準の解釈」（平成25年３月14日付け20130215商局第４号経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官通知）第79条、第103条、第106条又は第108条に定める植物との接近を防止するための措置が確保できないことにより電線路の維持に支障を及ぼす、又はそのおそれがあるため、これらの立木を伐採する場合（これらの立木の伐採、搬出に附帯する集材路の作設等の作業に伴う伐採を含む。）とします。

また、電気工作物の設置者から電線路の維持のため電線路の周囲25mを超える範囲の立木を伐採する場合に届出書の提出が不要となるのか相談があった場合には、技術的な必要性について説明を求め、やむを得ないと認められる場合（例えば、電線路周囲の立木の樹高が25mを超える場合や、地形条件等から倒木等が生じた際に25mより遠方の立木が電線路に接近するおそれがある場合が考えられます。）には、届出書の提出は不要として処理します。なお、届出書の提出がなく、電線路の周囲25mを超える範囲の立木が伐採され、電気事業者の説明から技術的必要性が認められない場合には、無届伐採（（２）⑨参照）として適切な指導等を行います。

さらに、電気工作物の設置者から電線路の維持のための立木の伐採予定地について情報提供や届出書の提出の要否についての判断等の相談があった場合には、届出書の提出の要否、保安林や森林整備事業等他の制度等に基づく手続の必要性の有無について必要な指導を行います（都道府県が担当する手続については、都道府県と連携して指導を行います。）。

なお、電線路の維持に支障となっている立木の伐採は届出書の提出は不要となるものの、当該伐採を行う者が、法第10条の７の規定により、市町村森林整備計画の遵守義務があることに変更はなく、実施されている伐採、造林、路網の作設等の森林の施業及び保護が、市町村森林整備計画（「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）を含む。）に適合していないと認められる場合には、必要な指導を行います（指導に従わない場合には、法第10条の10に基づく施業の勧告を検討します。）。

電線路の周囲の考え方（電線路（電線及び支持物）の最も外側から25m以内）

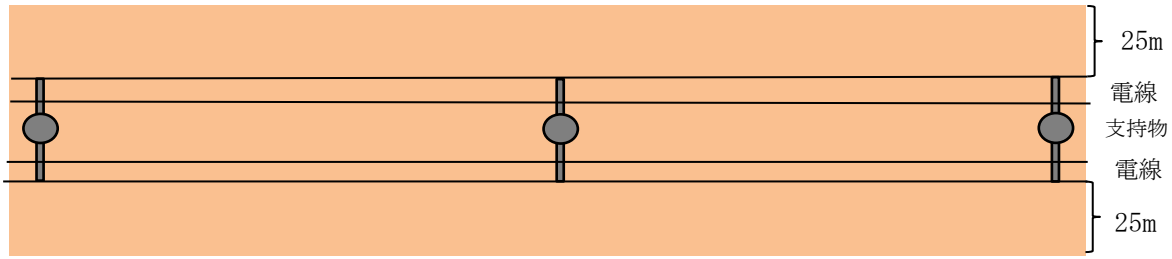

（注）電線路から25m以内（電線路の直下を含む。）において、規則第14条第１項第２号に該当する者が行う立木の伐採は、電線路の維持に必要な伐採である蓋然性が高いものとして取り扱います（附帯作業を含め、25mより遠方の立木の伐採は個別に必要性を判断します。）。

キ　法第10条の８第１項第11号のうち規則第14条第１項第５号で定める「道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を伐採する場合」とは、当該施設等の周囲（施設等から一般的な樹高程度の幅である25m以内を目安とする。）の立木の成長や傾斜等に伴い、当該施設等へ著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該施設等の用途を著しく妨げている立木を伐採する場合（これらの立木の伐採、搬出に附帯する集材路の作設等の作業に伴う伐採を含む。）とします。

なお、森林所有者等から当該施設等の周囲25mを超える範囲の立木を伐採する場合に届出書の提出が不要となるのか相談があった場合には、必要性について説明を求め、やむを得ないと認められる場合（例えば、施設等周囲の立木の樹高が25mを超える場合や、地形条件等から倒木等が生じた際に25mより遠方の立木が施設等に接近するおそれがある場合が考えられます。）には、届出書の提出は不要として処理します。

また、「その伐採の面積が著しく小さい場合」とは、一箇所あたりの伐採面積が、森林の有する公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが確実にないと考えられる面積未満（0.005ヘクタール（50㎡）未満を目安とする。）、または数本程度（2000本/haの植栽密度で、0.005ヘクタールに植栽可能な本数である10本未満を目安とする。）とします。

なお、一箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地とし、連続しない伐採跡地は、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離が20m未満に接近している場合とします。さらに、当該伐採跡地に連続して、又は、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離が20m未満に接近して、１年以内に伐採する場合も、一箇所とみなします。

届出書の提出がなく、当該施設等の周囲25mを超える範囲の立木が伐採され、森林所有者等の説明から技術的必要性が認められない場合、又は、一箇所あたりの伐採面積が0.005ヘクタール（50㎡）を超える範囲の立木が伐採された場合には、無届伐採（（２）⑨参照）として適切な指導等を行います。

施設等の周囲・伐採の面積が著しく小さい場合（一箇所）の考え方

- 施設等の外縁から25m以内
- 一箇所あたりの伐採面積は、0.005ヘクタール未満
- 伐採跡地間の距離が20m未満に接近している場合は一箇所
- 単木的な伐採で面積によりがたい場合は、10本未満（伐採立木間の距離が20m未満）
- 附帯作業を伴う伐採は、これら範囲・面積等に含む

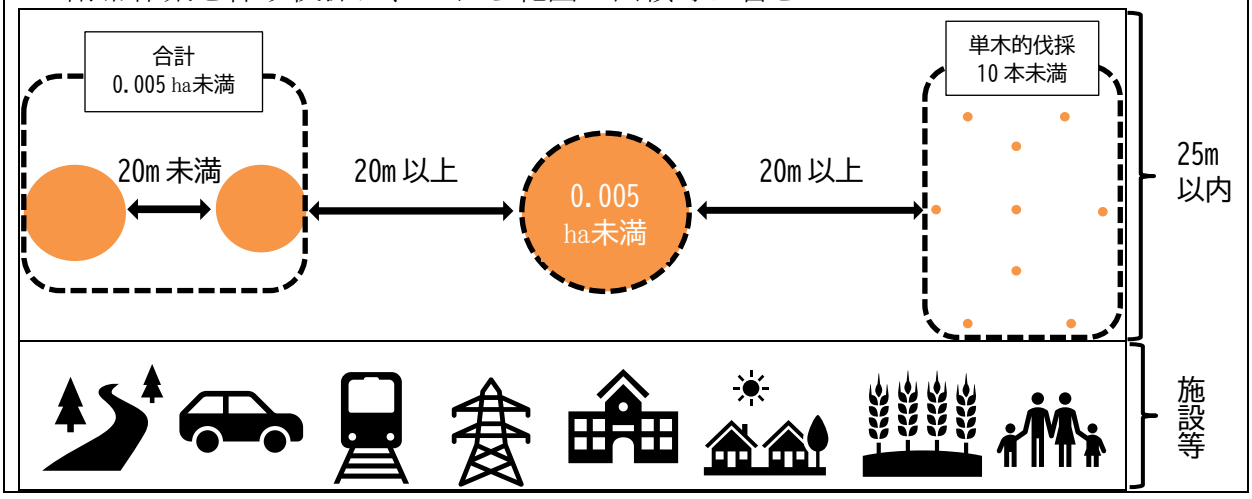

ク　木安法第４条第５項に規定する認定事業計画に基づく伐採及び伐採後の造林については、同法第７条の規定に基づき届出書の提出は不要です。

ケ　間伐等特措法に規定する特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画及び認定特定植栽事業計画に基づく伐採については、同法第８条、同法第13条又は同法第17条第１項の規定に基づき届出書の提出は不要です。

コ　地域生物多様性増進法に規定する、認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に基づく伐採については、同法第20条に規定する特例について当該計画に含まれる場合、届出書の提出は不要です。

森林法

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第十条の八　森林所有者等（市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除く。以下この条において同じ。）は、地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二　第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

三　第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定（その変更につき第十条の十八において準用する第十条の十七第一項の規定による公告があったときは、その変更後のもの）に基づいて伐採をする場合

四　第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のも

の）において定められている伐採をする場合
五　森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合
六　第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合
七　法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
八　普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
九　火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
十　除伐する場合
十一　その他農林水産省令で定める場合
２・３　（略）

森林法施行規則
（伐採及び伐採後の造林の届出）
第九条　法第十条の八第一項の届出書は、伐採を開始する日前九十日から三十日までの間に提出しなければならない。
２　前項の届出書は、伐採をする者と伐採後の造林をする者とが異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。
３　第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　届出の対象となる森林の位置図及び区域図
二　届出者（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
三　届出の対象となる森林の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
四　届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
五　届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類
六　届出者が届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類
七　前各号に掲げるもののほか、市町村の長が必要と認める書類
４　前項第六号に掲げる書類については、次の各号のいずれかに該当する場合には、その添付を省略することができる。
一　届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
二　地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合
三　届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

（法令により立木の伐採につき制限がある森林）
第十条　法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。
一　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地に係る森林
二　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区内の森林
三　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条の規定により除去を制限された立木に係る森林
四　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物に係る森林及び同法第百二十八条第一項の規定により定められ

た史跡名勝天然記念物の保存のための地域内の森林
五　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項又は第七十三条第一項の規定により指定された特別地域内の森林
六　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第四条第一項の規定により指定されたぼた山崩壊防止区域内の森林
七　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条第一項の規定により指定された歴史的風土特別保存地区内の森林
八　都市計画法第八条第一項第七号の風致地区として定められた地区内の森林
九　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の森林
十　林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第四条第一項の規定により指定された特別母樹又は特別母樹林に係る森林
十一　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第一項又は第四十六条第一項の規定により指定された特別地区内の森林
十二　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十二条の規定により定められた特別緑地保全地区内の森林
十三　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条第一項の規定により定められた第一種歴史的風土保存地区内の森林及び同項の規定により定められた第二種歴史的風土保存地区内の森林
十四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第一項の規定により指定された管理地区内の森林

（伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合）
第十四条　法第十条の八第一項第十一号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。
一　国又は都道府県が法第四十一条第三項に規定する保安施設事業（第七十七条を除き、以下「保安施設事業」という。）、砂防法第一条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事を実施するため立木を伐採する場合
二　電気事業法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者が当該事業の用に供する電線路を同法第三十九条第一項の技術基準に適合するよう維持するため当該維持の支障となる立木を伐採する場合
三　法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合
四　倒木、枯死木又は著しく損傷した立木を伐採する場合
五　道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を伐採する場合であって、その伐採の面積が著しく小さい場合
六　こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合

（２）伐採及び伐採後の造林の届出制度

①　記載事項の確認

ア 届出書の記載事項に不備がないことを確認します（３ 届出書の記載要領参照）。不備がある場合には、補正するよう指示し、再提出させます。

イ　また、届出書の提出時期が伐採を開始する日の30日～90日前であることを確認し、30日～90日前でない場合は、伐採を開始する日を変更した上で再提出するよう指導します。

ウ　その他、以下の事項が全て記載されていることを確認します。

記載事項

○伐採及び伐採後の造林の届出書
- 届出人（氏名又は名称及び住所）
- 森林の所在場所（市郡町村、大字、字、地番）
- 備考（他法令の制限事項等）

○伐採計画書
- 伐採する者の住所・氏名
- 伐採面積（ha単位、小数第２位まで記載）
- 伐採方法（主伐（皆伐又は択伐）・間伐の別、伐採率（立木材積率））
- 作業委託先（自ら伐採する場合は記載不要）
- 伐採樹種
- 伐採齢
- 伐採の期間（１年を超える場合は年次別に記載）
- 集材方法（集材路・架線・その他の別、集材路の場合の予定幅員・延長）　※
- 備考

○造林計画書（間伐の場合不要）
- 造林をする者の住所・氏名
- 造林面積等の計画（人工造林、天然更新等の面積の内訳、天然更新補助作業の有無）
- 造林の期間（期間の始期及び終期）
- 造林樹種
- 樹種別の造林面積（複数樹種の場合は樹種毎の面積）
- 樹種別の植栽本数（複数樹種の場合は樹種毎の本数）
- 作業委託先（自ら造林を行う場合は記載不要）
- 鳥獣害対策 ※
- ５年後において適確な更新がなされない場合の造林の計画（天然更新及び転用の場合）
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途
- 備考

※　設備の維持管理のための伐採の場合など、伐採後に集材が行われないものや造林に係る鳥獣害対策が不要なものについては、集材の方法又は鳥獣害対策に関する項目の記載は必要ありません。

※　届出書は、定められた様式（Ⅳ参考④参照）を用います。

※　様式には、市町村が任意で記載事項を追加する事も可能です（例：再造林の促進に向け、届出書に記載された内容を地域の林業事業体等の第三者へ提供することについて、届出人の同意を取得するための欄を設ける等）。

※　森林所有者等が市町村の補助を受けて伐採を行う場合であって、当該伐採に係る市

町村への補助申請書等において、上記の記載事項と同等の内容が網羅され、市町村森林整備計画との適合が確認可能であるときは、当該補助申請書等を届出書を兼ねるものとして取り扱って差し支えありません。この場合、当該補助申請書等に届出書を兼ねるものである旨を明記して下さい。

② 届出者の確認

林地台帳や森林簿等のほか、届出書の添付書類により、届出者が森林所有者等であることを確認します。

なお、伐採をする(権原を有する)者と、伐採後の造林の権原を有する者（＝主に森林所有者）が異なる場合は、これらの者によって共同して提出されていることを確認します。具体的には、届出者が連名となった提出となっていて、それぞれが伐採計画書と造林計画書を作成しているか否か確認し、これらに従っていない場合には、伐採後の造林の計画が確実に担保されるよう、補正の上での提出を指示します。

また、届出書に記載された区域を越えて伐採が行われた事案も発生しています。このような事案が発生した場合にあっては、当該伐採を行った者に対して、届出書の提出に当たり、当分の間、隣接する森林の所有者と境界確認を行った旨を証明する書類の添付（③イ(ｸ)参照）を徹底させるとともに、必要に応じて、届出書における伐採箇所を確認し、周囲の無届伐採や森林窃盗を意図していないか調査を行うなどにより、再発防止等に向けた対策を適切に行います。

※ 伐採業者等が立木を買い受けて伐採をする場合は、伐採をする者と伐採後の造林の権原を有する者が異なることになるため、あらかじめ森林所有者と立木を買い受けた者が造林の計画について話し合い、共同して（連名で）届出書を提出することになります。

※ 森林所有者が自ら伐採する場合や森林所有者が他者に作業を請け負わせて伐採する場合は、森林所有者が届け出ます。

※ 間伐は更新を伴わない伐採であり、造林計画書が不要なことから、伐採をする者が単独で届出書を提出することとなります。

③ 届出書の添付書類の確認等

ア 届出書の添付書類に不備がないことを確認します。不備がある場合には、補正するよう指示し、再提出させます。届出者自らイ(ｱ)の森林の位置図及び区域図を作成することが困難な場合には、必要に応じて、森林計画図等を用いて森林の位置図及び区域図の作成の支援に努めるものとします。

なお、補正の指示に従わない、必要な書類が添付されない場合は、届出書の形式的な要件を満たしていないことから、当該届出書の提出によっては法第10条の８条第１項に基づく義務が履行されていないものと運用して差し支えありません。イ 添付書類の具体例及び運用上の留意事項は次のとおりです。なお、届出者が過去の届出書に添付した書類（市町村が行政文書の保存期間等を勘案し、期間を指定した場合は当該期間内の書類に限る。）と同一のものを添付する場合には、市町村の判断により、「○年○月○日付け届出書に添付した書類と同一」と記載した書面を添付することにより代替できるものとします。また、市町村の判断により、添付させる各種証明書等の有効期限を定めることは可能です。

(ｱ) 届出の対象となる森林の位置図及び区域図

・　森林の位置図は、届出の対象となる森林の位置を特定できる図面が該当します（縮尺は森林の位置が特定できるものであれば任意です。）。
・　森林の区域図は、森林計画図、不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第１項に規定する地図、空中写真等に伐採する森林の区域の外縁を明示した図面が該当し、区域の実測は要しません。また、図面の縮尺は伐採する森林の区域が特定できるものであれば任意です。
・　森林の区域図により、森林の位置が特定できる場合には、森林の位置図を兼ねることが可能です。
・　搬出計画図（９②参照）が添付されており、それにより伐採する森林の区域の外縁がわかる場合は代替できるものとします。

(ｲ)　（届出者が法人である場合）当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
・　法人が実在することを証明するための情報を記載した書類であり、法人の登記事項証明書、法人番号を記した書類、法人の名称及び所在地がわかる書類等やその写しが該当します。
・　法人の登記事項証明書以外の書類が添付された場合には、当該書類に記載された情報により、国税庁の法人番号公表サイトで当該法人の存在を確認します。
・　法人の職員が窓口に訪れた場合には、原則、従業員証等の提示により窓口に訪れた者が当該法人の職員であることを確認することとしますが、自治体の条例等で代理人や委任を受けた者による手続について定めがあるときには、条例等に沿って対応することも可能です。

(ｳ)　（届出者が法人でない団体である場合）代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
・　代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類が該当します。
・　法人でない団体に関しては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを有していない団体があることも想定され、そのような場合には、団体の代表者が個人名義で届出を行うこととなります。

(ｴ)　（届出者が個人の場合）その住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
・　住民票、個人番号（マイナンバー）カード（表面）、運転免許証、健康保険証、国民年金手帳等の写しが該当します。
・　当該書類を窓口で提示させ、市町村が写しをとることで、届出者の負担を軽減することが可能です。

(ｵ) 届出の対象となる森林の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
・　申請中（又は申請前）の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日（又は申請予定時期）を記載した書類とし、様式は任意です。

【他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類（記載例）】

許認可の申請状況について

年　　月　　日

○○市町村長　殿

住　所
氏　名

届出の対象である森林の伐採（又は土地の形質変更）については、次のとおり必要な手続を進めています（又は進める予定です）。

・許認可の種類　　○○法第○条の木竹の伐採許可
・申　請　先　　○○県○○部○○課
・申 請 年 月 日　　○○年○○月○○日
（又は申請予定時期）

- 既に処分があったものについては、当該処分を行った行政庁が発行した証明書又は許認可の写しとします。
- 届出書が提出された際に、森林簿の「森林の種類」を参照するほか、必要に応じて他の行政機関から情報を入手して、届出対象森林の法規制の有無を確認します。
- 届出書の提出時点で許認可の申請中（又は申請前）の場合には、届出書の伐採の期間に「○年○月○日～△年△月△日（許認可のあった日以降、伐採に着手）」と記載させ、許認可後に伐採が行われるよう指導します。
- 届出者が許認可の申請を行うことを把握した場合にあっては、当該許認可の権限を市町村が有するときには市町村の関係部局に情報を共有します。また、当該許認可の権限を国又は都道府県が有するときには、都道府県の林務部局に当該情報を共有するものとし、情報の提供を受けた都道府県の林務部局は当該許認可の権限を有する都道府県の他部局や国の機関に当該情報を共有することとします。
- 他法令に基づく届出は「免許、許可、認可その他の処分」に当たらないため、届出の状況を説明する書類の添付は義務ではありませんが、規則第９条第３項第７号の規定の市町村の長が必要と認める書類として位置付けることが有効です（(ｺ)参照）。

(ｶ) 届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

- 森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原を有することを証する書類であり、土地の登記事項証明書、土地の売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、固定資産税納税通知書、登記情報提供サービスから取得した登記情報（照会番号のあるもの）を記した書類、伐採後の造林に係る受委託契約書、土地の賃借契約書等やその写しが該当します。
- 届出者と林地台帳等の森林の土地の所有者が同一の者の場合には、「森林法施行規則第９条第３項第４号に掲げる書類は○○○○（例：林地台帳、森林の土地の所有者届出書）のとおり」と記載した書類の添付により代替できるものとします。

【土地の登記事項証明書を林地台帳等で代替する場合の書類（記載例）】

土地の登記事項証明書の代替について

年　　月　　日

○○市町村長　殿

住　所
氏　名

（例１）
森林法施行規則第９条第３項第４号に掲げる書類は、林地台帳のとおりです。

（例２）
森林法施行規則第９条第３項第４号に掲げる書類は、○○年○○月○○日付け森林の土地の所有者届出書のとおりです。

・　口頭契約で森林の土地の売買契約が締結されたため書類が存在しない場合や、累次に渡り締結している売買契約等のため、林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面（添付可能な契約書等について全て添付したもの）を添付させることとします。

【森林の土地の所有権（又は伐採後の造林をする権原）に関する状況を記載した書類（記載例）】

森林の土地の所有権について

年　　月　　日

○○市町村長　殿

住　所
氏　名

本届出の対象の森林の土地について、登記簿上の所有者は森林太郎氏ですが、○年○月○日に森林太郎氏から○○○○が口頭契約により購入したため、現在の所有者は届出者である○○○○です。

・　添付書類の森林の土地の所有者情報と林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者情報が異なる場合には、所有者が変更となった経緯がわかる資料の提出を求め、現在の所有者を確認します。
　また、森林の土地の所有者となった旨の届出又は国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 23 条第１項の規定による届出を行うよう指導します。

(ｷ)　（届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合）当該森林を伐採する権原を有することを証する書類

・　立木の登記事項証明書、立木売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、伐採に係る同意書・承諾書、伐採に係る受委託契約書等やその写しが該当します。
・　口頭契約で立木売買契約が締結されたため書類が存在しない場合や、累次に渡り締結している売買契約等のため、林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、伐採権原に関する状況を記

載した書面（添付可能な契約書等について全て添付したもの）を添付させることとします。

【伐採権原に関する状況を記載した書類（記載例）】

伐採の権原について

年　　月　　日

○○市町村長　殿

住　所
氏　名

○○市○○町○○○－○の森林の立木は、○年○月○日に登記簿上の森林の土地の所有者である森林花子氏から届出者である△△林業が購入したものです。なお、森林花子氏との売買契約は口頭により行われたため、契約書は存在しません。

(ｸ) 届出者が届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類

・　届出の区域が明確になっているかの確認のために添付を求めるものであり、境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類、隣接森林所有者の現地立会写真等が該当し、様式は任意です。

・　なお、境界確認の書類については、届出区域が明確になっているかの確認のために添付を求めるものであり、所有権等の権利関係を市町村が定めるものではないことから、境界に係る争いについては、届出者の責任において対応することと記載されることが望ましいと考えられます。

【隣接森林所有者と境界確認を行ったことを証する書類（記載例）】

隣接森林所有者との境界確認の状況について

年　　月　　日

○○市町村長　殿

住　所
氏　名

○○市○○町○○○－○の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。

地番	森林所有者		確認方法
	住所	氏名	
○○○－△	○○市○○町○○	森林三郎	○年○月○日　現地立会
○○○－□	○○市○○町○○	森林四郎	○年○月○日　現地立会
○○○－▲	○○市○○町○○	森林花子	○年○月○日　書面通知により承諾

なお、境界に関する争いが生じた場合には、届出者の責任において対応を行います。

・　隣接森林所有者と連絡がつかない場合など特別の事情がある場合には、その状況と伐採区域を判断した根拠を記載した書面を添付させることとします。

【隣接森林所有者との境界確認に特別の事情がある場合の書類（記載例）】

隣接森林所有者との境界確認の状況について

年　　月　　日

○○市町村長　殿

住　所
氏　名

○○市○○町○○○－○の森林の立木の伐採にあたり、隣接する以下の森林の森林所有者と境界確認を行いました。

地番	森林所有者		確認方法
	住所	氏名	
○○○－△	○○市○○町○○	森林三郎	○年○月○日　現地立会
○○○－□	○○市○○町○○	森林四郎	○年○月○日　現地立会
○○○－▲	○○市○○町○○	森林花子	○年○月○日　書面通知

○○○－▲の森林の所有者である森林花子氏に境界確認に係る書面を送ったものの当該書面が返送され、連絡がつかない状況です。

このため、伐採する森林の境界については、地籍図や地域の精通者である森林四郎氏の意見を参考とし、判断しました。

なお、境界に関する争いが生じた場合には、届出者の責任において対応を行います。

(ｹ) (ｸ)の境界確認書類は次のいずれかに該当することが確認できる書類が添付された場合には省略が可能です。

- 路網の作設や施設の保守等のため、線状又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって届出者が隣接森林から距離を置いて伐採することを誓約する場合など、隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合。
- 明確な谷や尾根等の地形、道路や柵等の地物により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界杭が存在している場合、立木への標示や林相により境界が明らかな場合など、隣接する森林の土地との境界が明らかな場合。ただし、添付された区域図等から伐採の区域と隣接する土地との境界を客観的に判断できない場合には、現地写真等の添付を求めることとします。
- 誓約書等の添付により伐採開始時までに境界確認を行うことを明らかにした場合。また、届出者が国や地方公共団体、独立行政法人の場合。ただし、届出者が過去３年の間に伐採に係る指導等を受けていた場合（他の市町村において行政処分等を受けていた場合を含む。）は、添付の省略は認められません。

【伐採開始時までに境界確認を行うことを明らかにした書類等の例】

隣接森林所有者との境界確認について

年　　月　　日

○○市町村長　殿

住　所
氏　名

弊社は○○市○○町○○○－○の森林の立木の伐採にあたり、伐採開始時までに、隣接する○○○－△の森林所有者である森林太郎氏、○○○－□の森林所有者である森林花子氏と境界の確認を行うことを誓約します。

(ｺ) 市町村の長が必要と認める書類

- 地域の実情に応じて市町村が添付を求める書類であり、地元自治会、土地改良区、水利組合等の承諾書、協議書等を想定しています。
- 主伐の場合には、伐採及び集材に係るチェックリスト（９①参照）や搬出計画図（９②参照）の添付を求めることが推奨されます。
- 森林の伐採及び開発行為について、他法令に基づく免許、許可、認可その他の処分によらず届出により行われる場合もあるため、こうした手続が適切に行われていることを判断するために他法令に基づく届出の状況を説明する書類の添付を求めることも有効です。
- 市町村の条例、規則等に必要とする添付書類を具体的に規定することで、添付を義務付けることとなります。

④　市町村森林整備計画との適合の確認

ア　伐採の目的が、伐採後も引き続き森林の維持・造成を行うものである場合には、伐採の計画及び伐採後の造林の計画について確認します。

イ　具体的には、伐採の計画について、

(ｱ)　市町村森林整備計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法、間伐の標準的な方法に適合していること

（注）主伐とは、市町村森林整備計画に定めるとおり、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によるものをいいます。

間伐とは、市町村森林整備計画に定めるとおり、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の８以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、伐採率（材積率）が35％以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後にその森林の樹冠疎密度が10分の８以上に回復することが確実であると認められるものをいいます。

〇伐採の区分

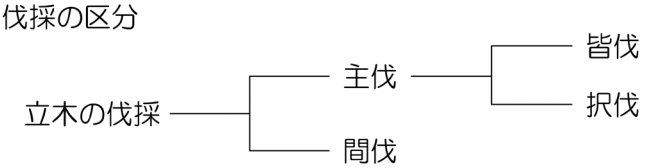

(ｲ)　市町村森林整備計画に定める公益的機能別施業森林の区域にあっては、当該区域における施業の方法に適合していること（特に、当該森林が「択伐による複層林施業を推進すべき森林」である場合は、皆伐が計画されていないこと）

(ｳ)　伐採樹種が、森林簿又は森林の現況と一致していること

(ｴ)　少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯が設けられていないなど市町村森林整備計画に定める標準的な方法と異なり、森林の有する公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれのある皆伐が計画されていないこと

等を確認します。

なお、主伐を行う場合には、届出者に伐採及び集材に係るチェックリスト（９①参照）や搬出計画図（９②参照）の提出などを求め、集材の方法が市町村森林整備計画に定める方法に適合しているか確認します。

その際、集材の方法が「集材路」（立木の伐採、搬出等のため林業機械が一時的に走行することを目的として作設される仮施設）と記載されており、かつ再造林をはじめとする継続的な森林整備が見込まれている場合には、今後の森林整備を効率的・効果的に実施する観点などを考慮し、集材路ではなく、継続的に森林整備等に用いる道として、「森林作業道作設指針」（（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知））に規定する「森林作業道」を作設するよう、必要により都道府県の協力も得て指導・助言します。

ウ　また、伐採方法が主伐となっている場合は伐採後の更新が必要であることから、伐採後の造林の計画の記載について不備がないか確認します。

エ　具体的には、造林の計画について、

(ｱ)　市町村森林整備計画に定める人工造林（又は天然更新）の対象樹種及び人工造林（又は天然更新）の標準的な方法に適合していること

(ｲ)　当該森林が市町村森林整備計画において「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている場合は、天然更新ではなく人工造林（植栽）が計画されていること

(ｳ)　人工造林の場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年を経過する日（択伐により伐採した場合は５年を経過する日）までに造林する計画となっていること

(ｴ)　人工造林の場合は、造林作業の委託予定先が記載されるなど、具体的かつ実行性のある計画となっていること。

(ｵ)　天然更新の場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日までに造林する計画となっていること

(ｶ)　天然更新の場合は、「５年後において適確な更新がなされない場合」欄において、５年を経過する日までに更新がなされない場合には、その後２年以内に植栽又は天然更新補助作業を行うことが計画されていること

(ｷ)　造林面積が、主伐に係る伐採面積と一致していること（伐採後において森林以外の用途に転用するものである場合を除く。）

(ｸ)　当該森林が市町村森林整備計画において「鳥獣害防止森林区域」に指定されている場合は、伐採後の造林に係る鳥獣害対策が計画されていること等を確認します。

なお、人工林における少なくとも５ヘクタール以上の皆伐であって天然更新が計画されている場合には、現地調査や森林ＧＩＳ等の活用により森林の状態を確認し、市町村森林整備計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の基準に

該当すると認められる場合には、天然更新ではなく人工造林へと造林の計画の変更を指導します。

○植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準の例

1　現況が針葉樹人工林である

↓Yes

2　母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない
（堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない）

↓Yes

3　周囲100m以内に広葉樹林が存在しない

↓Yes

4　林床に更新樹種が存在しない
・過密状態にある森林
・シカ等による食害が激しい森林
・ササが一面に被覆している森林　など

↓Yes

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」

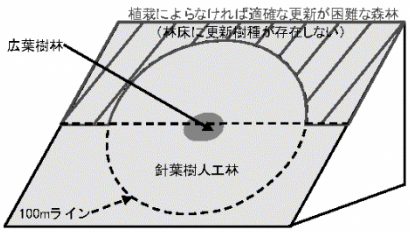

また、「木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林」のうち人工林において伐採後の造林計画が天然更新となっている場合には、造林計画を人工造林に変更するよう指導し、届出者による人工造林が困難と認められる場合には、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第２項又は同法第44条第２項の規定により公表された民間事業者等への経営委託や権利移転の斡旋等を行います。

オ　審査の結果、届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画が市町村森林整備計画に適合すると認められ、当該通知の交付の申出について届出書の備考欄等へ記載された場合や、届出者から適合通知書交付申請書が提出された場合には、適合通知書を発出します（⑤参照）。なお、届出内容に不備があり、補正の指示によっても改められない場合（例えば標準伐期齢に満たない林齢での主伐や、特に効率的な施業が可能な森林における天然更新など、変更命令の基準（カ参照）に該当しない場合）や、必要に応じて添付を求めることとしている「伐採及び集材に係るチェックリスト」の提出を求めたにも関わらず提出がなされない場合には、適合通知書は発出しないものとします。

カ　届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画が市町村森林整備計画に適合していないと認められる場合には、計画を変更すべき旨を原則として文書で指導し、計画内容の適正化に努め、当該指導に従わず下記の基準に該当すると認められる場合には「変更命令」（法第10条の９第１項）を行います。この場合、「変更命令」のあった後に行われる伐採は法第10条の９第２項の規定により届出書の提出がなかったものと見なされるため、引き続き伐採を行った場合には、無届伐採として告発の対象となることを届出者に周知します。

変更命令に係る基準

ア　公益的機能別施業森林のうち特に公益的機能の発揮が求められており択伐による複層林施業を推進すべき森林として定められている区域における施業の方法が適合しない場合

イ　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林にあっては、人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法及び伐採跡地の人工造林をすべき期間が適合しない場合

ウ　イに掲げる森林以外の森林にあっては、届出書に記載された伐採後の造林の方法が人工造

林である場合にあってはイに掲げる事項、当該造林の方法が天然更新である場合にあっては天然更新の対象樹種、天然更新の標準的な方法及び伐採跡地の天然更新をすべき期間が適合しない場合

エ　市町村森林整備計画に定める施業の方法と著しく異なり森林の有する公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれがある場合

キ　伐採の目的が、森林以外の用途へ転用を行うものである場合には、伐採を行い転用しなかったときの造林の計画の記載について不備がないか確認します。具体的には、上記造林の計画の部分の確認に準じます。

ク　また、届出の内容を確認し、隣接する森林も含めて開発が行われる面積が全体で１ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を超えないことを確認の上、届出者から確認通知書交付申請書が提出された場合には確認通知書を発出します。

開発に係る面積が１ヘクタールを超える場合（１ヘクタール以下の開発を行った後に、引き続いて隣接する森林において一体性を有する開発を行い、全体で１ヘクタールを超える場合や、幅員が３メートルを超える集材路を作設し、その面積が１ヘクタールを超える場合も含む。）（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）は、法第10条の２に規定する都道府県知事による林地開発許可が必要です。

ケ　なお、伐採の目的が森林以外の用途へ転用するものである場合は、伐採の方法が市町村森林整備計画に適合していないものであっても変更命令の対象外として差し支えありません。ただし、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」において転用の届出があった場合は、市町村森林整備計画におけるゾーニングの趣旨を踏まえ、転用の目的、規模等を勘案の上、出来る限り他の森林において計画するよう指導を行うものとします。

コ　以上に加え、伐採の方法が主伐の場合には、（４）の「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告」を次により行う必要がある旨を提出者に予め周知します。

(ｱ) 伐採及び伐採後の造林（人工造林又は天然更新）が完了した日からそれぞれ30日以内に市町村に報告書を提出する必要があります。

(ｲ) 伐採後に森林以外の用途へ転用することとされていたにも関わらず、伐採後に実際には転用されなかった場合には、届出書に記載された「５年後において適確な更新がなされない場合」における造林の計画に従って造林を完了した日から30日以内に市町村に報告書を提出する必要があります。

サ　この状況報告においては、造林の方法が天然更新となっている場合は、市町村森林整備計画の天然更新に関する事項及び都道府県等により作成された天然更新完了基準書に基づいた更新がなされていることを自ら確認・報告する必要がある旨を、また、天然更新が完了していないときは、届出書の計画に従い植栽又は天然更新補助作業を図る必要がある旨を併せて周知します。

⑤　確認通知書又は適合通知書の発出

ア　届出者から確認通知書又は適合通知書交付申請書が提出され、④において届出の内容が市町村森林整備計画に適合すると認められる場合は、確認通知書又は適合通知書を発出します。

イ　この際、届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従って施業が行われない場合には、「施業の勧告」（法第10条の10第１項）、「遵守命令」（法第10条の９第３項）、さらには法第208条第２号の規定による「罰則」が適用される場合がある旨

を届出者に伝えます。

ウ　確認通知書又は適合通知書は、木材の合法性や地域材の証明等として利用されることが想定されるため、届出者の申請に応じて発出することとしています。また、木材の合法性等の証明は、収受印を押印した届出書の写しを活用することにより確認通知書又は適合通知書に代えることができる場合もあります。

エ　なお、届出内容に不備がある場合や、添付を求めている書類の提出がない場合には確認通知書又は適合通知書による通知（届出者が連名の場合にあっては全ての者に通知すること）は行いませんが（④参照）、市町村から森林所有者への連絡は森林所有者に無断で届出書を提出する等の不適切な事案の発生防止にも有効であることから、地域における不適切な事案の発生状況等に応じて（申請書の提出がなかった場合を含む）森林所有者へ通知を行います。

⑥　伐採の計画等の変更があった場合の事務処理等について

ア　届出書の受理後等に届出者から伐採の計画等の変更の申出があった場合は、伐採期間の変更等市町村森林整備計画との適合に影響のない軽微な変更については、既存の届出書の補正により対応することが可能です。この場合、改めて伐採を開始する日前90日から30日までの間に届出書を提出する必要はありません。一方、伐採方法の変更等市町村森林整備計画との適合に影響を与える変更については、改めて伐採を開始する日前90日から30日までの間に届出書の提出を求め、当該届出書により①～⑤の手続を行います。

イ　この場合、新たに提出する届出書に伐採の計画等の変更理由を記載することを求めるなどにより、計画の変更に至った経緯を確認します。

伐採の実行

⑦　届出書の計画に従った伐採の確認

ア　伐採の期間中には、伐採の方法が届出書に記載された伐採の計画のとおりに行われていることを現地調査や衛星画像を用いるなど適切な方法により確認します。

イ 計画に従った伐採となっていない場合は、是正すべき旨を原則として文書で指導し、この際、指導に従わない場合は「施業の勧告」、ひいては「遵守命令」を行うこととなる旨を明示します。

ウ　この上で、指導を行ってもなお届出書に記載されたとおりに伐採が行われない場合は、「施業の勧告」を行うとともに、勧告に従わない場合であって下記の基準に該当すると認められる場合には「遵守命令」を行います。

エ　「遵守命令」は、当該命令に従わない場合には罰則が適用されることがある旨を明示して行うとともに、実際に従わない場合には、告発を行うこととします。

オ　なお、境界錯誤等により届出に係る伐採区域の外において立木が伐採されていることを確認した場合は、再発防止の観点から、当該伐採を行った者に対し、届出書の提出に当たり、隣接する森林の所有者と境界確認を行ったことを証する書類の添付を省略することは認められない旨の指導を行います（③イ(ｹ)参照）。

カ　伐採が終了した際には、速やかに伐採後の森林の状況報告書の提出を指示することとします（（５）参照）。

⑧　届出書の計画に従った造林の確認

ア　造林の期間中には、造林の方法が届出書に記載された造林の計画のとおりに行われていることを現地調査により確認します。

イ 計画に従った造林となっていない場合は、是正すべき旨を原則として文書で指導し、この際、指導に従わない場合は「施業の勧告」、ひいては「遵守命令」を行うこととなる旨を明示します。

ウ　この上で、指導を行ってもなお届出書に記載された伐採後の造林が行われない場合は、「施業の勧告」を行うとともに、勧告に従わない場合であって下記の基準に該当すると認められる場合は「遵守命令」を行います。

エ　なお、「遵守命令」は、当該命令に従わない場合には罰則が適用されることがある旨を明示して行うとともに、実際に従わない場合には、告発を行うこととします。

オ　また、告発してもなお命令の内容が履行されない場合は、必要に応じて行政代執行の手続を行います。

カ　造林の方法が天然更新となっている場合は、市町村森林整備計画の天然更新に関する事項及び都道府県等により作成された天然更新完了基準書に従い、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日までに更新の状況を調査します。

キ　５年を経過する日までに天然更新が完了していない場合は、植栽又は天然更新補助作業を行う旨を指導するとともに、「施業の勧告」を行う等により造林の適正化に努め、これらによっても造林が行われないときは、届出書の「５年後において適確な更新がなされない場合」欄に記載された造林の計画に従い、当該計画の造林の期間（伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を経過する日）までに、植栽又は天然更新補助作業により確実な造林を図る旨の「遵守命令」を行います。

ク　当該計画の造林の期間を経過してもなお植栽がなされておらず、かつ天然更新が完了していない場合は、遵守命令違反として告発します。

<u>遵守命令に係る基準</u>

ア 実際に行われている伐採の方法が、届出書に記載された主伐、間伐の別及び皆伐、択伐の別と異なっている場合

イ　実際に行われている伐採に係る伐採率が、届出書に記載された伐採率を上回っている場合

ウ 届出書に記載された造林の期間が経過しても、届出書に記載された造林の方法に従って造林が行われていない場合（主伐を行わなかった場合を除く。）

エ 実際に行われている造林の樹種が、届出書に記載された造林の樹種と異なっており、市町村森林整備計画に定める人工造林及び天然更新の対象樹種に含まれない場合

オ 実際に行われている樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数が、届出書に記載された樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を下回っている場合（主伐を行わなかった場合又は主伐をした森林の面積が届出書に記載された伐採跡地を下回ったことによる場合を除く。）

⑨　無届伐採の事務処理等について

ア　伐採及び伐採後の造林の届出の必要性については、前述のとおりですが、届出が必要であるにもかかわらず、届出せずに伐採を行うことは森林法違反であり本制度の目的を達成する上でも問題となります。

イ　市町村においても、仮に軽微な事案であっても無届伐採を放置することは、制度の意義を失わせ、いざ重大な事案が発生した場合に対応出来なくなることに繋がりかね

ません。

ウ　特に重大な事案において必要な措置を講じていない場合は、市町村として行政の不作為を問われかねません。

エ　国際的にも森林の違法伐採が大きな問題となっている中で、流通段階において合法性の証明が求められた際に違法伐採材となり、売買できなくなることもあることを森林所有者等に指導する必要があります。

オ　届出書が提出された場合の事務処理については、①～⑧のとおりですが、無届伐採の場合においては、これらに則しつつより厳格な対応が求められます。

カ　法第10条の８第１項の規定による届出をせずに伐採が行われていることを発見した場合又は通報があった場合は、速やかに森林所有者等への確認や現地確認を行うなど事実関係を調査し、次のとおり事務処理を行うこととなります。

(ｱ) 伐採行為が途中の場合は、発見した時点又は通報を受けた時点で、伐採の中止及び伐採跡地への造林を原則として文書で指導し、伐採が終了している箇所については、森林所有者、伐採業者等から伐採に至った事情を聴取します。

(ｲ)　このとき、

(a) 森林所有者、伐採業者等による無届伐採が初犯であって、届出制度を了知・熟知していないと認められる場合又は錯誤による場合など過失の程度が低い場合にあっては、過失の程度に応じて少なくとも顛末書又は始末書を徴するとともに、届出制度の趣旨を理解するよう文書にて指導を行い、次回同様の無届伐採を行った場合には告発を行う旨を文書にて明示して指導します。

(b) 一方、森林所有者、伐採業者等による無届伐採が再犯であって、あるいは制度を了知しているにもかかわらず故意に無届伐採を行った場合など悪質な場合にあっては、告発を行います。

(c) なお、森林所有者等が伐採の事実を知らなかった場合にあっては、都道府県と連携して事実関係を確認し告発等の手続を進めるとともに、警察等による森林窃盗等の捜査が行われる場合は、これに協力します。

> ただし、法第 188 条第２項の立入調査等の権原は、森林法の施行のため必要があるときに認められるものであり、犯罪捜査のために認められるものではないから、立入調査等によって知り得た知識を犯罪捜査のために用いてはならないことに留意が必要です（法第 188 条第５項）。

(ｳ)　なお、(ｲ)の(a)又は(b)の場合にあって、引き続き伐採の予定がある場合には、届出書の提出を求め、これに則した伐採及び伐採後の造林が行われるよう指導及び事務手続きを進めます。

⑩　無届伐採における伐採の中止命令

ア　届出書の提出義務のある者が、届出書を提出しないで立木を伐採しているときは、前述のとおり直ちに伐採を中止する旨を原則として文書で指導するとともに、法第10条の10第１項の規定による「施業の勧告」を行う等により伐採の適正化に努めるものとします。

イ　事前の指導を行ってもなお伐採が中止されず、伐採の方法に関わらず次のいずれかに該当する場合に、伐採の中止を命ずる区域として当該伐採跡地を含む林班を超えない区域を明示して「中止命令」を行います。

ウ　「中止命令」を行った後も引き続き無届で伐採を行った場合は、中止命令違反とし

て告発を行います。

エ　同一の命令違反について重ねて告発を行うことはできませんが、告発後もなお伐採が行われ、当該伐採行為が、告発を行った伐採行為と別個のものと認められる場合は、新たな無届伐採として中止命令を行うことが可能です。

中止命令に係る基準

ア　伐採跡地が市町村森林整備計画において択伐による複層林施業を推進すべき森林として定められており、引き続き伐採をしたならば法第10条の９第４項各号のいずれかに該当すると認められる場合

イ　アに掲げる場合のほか、伐採跡地において行われた立木の伐採が市町村森林整備計画に定める施業の方法と著しく異なり、引き続き伐採をしたならば法第10条の９第４項各号のいずれかに該当すると認められる場合

森林法
（伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等）
第十条の九　（略）
２・３　（略）
４　（略）
一　当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
二　伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
三　伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
四　当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

⑪　無届伐採における伐採後の造林命令

ア　届出書の提出義務のある者が、届出書を提出しないで立木を伐採し伐採後の造林が行われていないときは、前述のとおり速やかに造林を行う旨を原則として文書により指導するとともに、法第10条の10第１項の規定による施業の勧告を行う等により伐採跡地の造林の適正化に努めるものとします。

イ　「造林命令」は、事前の指導を行ってもなお適正な伐採後の造林が行われず、現に法第10条の９第４項各号のいずれかの事態が発生している場合又は引き続き造林をしないときには法第10条の９第４項各号のいずれかの事態の発生のおそれがあると認められる場合に、その時点で、造林すべき期間及び方法を明示して行います。

ウ　なお、法第10条の９第４項各号のおそれの有無は、具体的には次のいずれかに該当するか等により判断します。

造林命令に係る基準

ア　雨滴侵食又は地表流による表土の流亡が認められる場合

イ　居住地域等に隣接する伐採跡地である場合

ウ　その他法第10条の９第４項各号のいずれかの事態の発生のおそれがあると認められる場合

造林すべき期間及び方法

ア　市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林の伐採跡地

(ｱ)　造林すべき期間

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年（伐採跡地において択伐（伐採率が10分の４を超えないものに限る。）により伐採した場合にあっては５年）を経過した日まで。

(ｲ)　造林の方法

市町村森林整備計画において「森林法第10条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準」として定められている人工造林の対象樹種について、規則付録第一の算式により算出される植栽本数（市町村森林整備計画において定められている標準的な植栽本数）を植栽する。

イ　市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地

(ｱ)　造林すべき期間

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を経過した日まで。

(ｲ)　造林の方法

市町村森林整備計画において「森林法第10条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準」として定められている人工造林の対象樹種又は天然更新の対象樹種について、その天然更新すべき立木の本数（3,000本/haを超える場合にあっては、3,000本/haとする。）を造林する。

エ　「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」では、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年（択伐（伐採率が10分の４を超えないものに限る。）により伐採した場合にあっては５年）を経過した日までに市町村森林整備計画に定める人工造林の標準的な方法に従って植栽する旨を命令し、当該期限までに履行されない場合は、造林命令違反として告発します。

オ　「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林では、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を経過した日までに市町村森林整備計画に定める天然更新の標準的な方法に従って天然更新すべき立木の本数を造林する旨を命令し、７年を経過した日における立木の成立本数が当該本数に満たない場合は、造林命令違反として告発します。

このため、造林命令に基づいて天然更新を行う場合であっても、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日（市町村森林整備計画に定める天然更新をすべき期間）までに更新状況を調査し、その時点で天然更新が完了していない場合は、２年以内に植栽又は天然更新補助作業により確実な造林を図るよう指導する必要があります。

カ　また、告発してもなお命令の内容が履行されない場合は、必要に応じて行政代執行の手続を行います。

⑫　関係者間の情報共有

ア　届け出た区域の範囲を越えて伐採を行った者に対し、指導等を行った場合には、都道府県に対して当該指導等に関する情報を提供します。また、このとき都道府県は、当該情報を関係者間で共有する必要が認められる場合には、当該届出者の了解を得るなど必要な措置を取った上で、情報の共有を行うこととします。

イ　都道府県からアの情報の提供を受けた場合には、当該指導等を受けた者が提出する届出書の受付にあたり、隣接する森林の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類の提出を求めること等により、再発防止の徹底を図ります。

（３）その他の確認事項等

①　他法令の規定による規制等の有無の確認

ア　当該森林に他法令の規定による行為規制等がかかっていないか森林簿の「森林の種類」を参照するほか、必要に応じて他の行政機関から情報を入手して確認し、法規制がある場合は、添付書類から許認可の申請状況、その許認可の見込みについて確認します。

イ 届出者が法規制等の存在を認識しておらず、許認可の申請を行っていない場合には、担当窓口を案内するなど、速やかに許認可の申請を行うよう指導します。

ウ　届出者が許認可の申請を行うことを把握した場合にあっては、当該許認可の権限を市町村が有するときには市町村の関係部局に情報を共有します。また、当該許認可の権限を国又は都道府県が有するときには、都道府県の林務部局に当該情報を共有するものとし、情報の提供を受けた都道府県の林務部局は当該許認可の権限を有する都道府県の他部局や国の機関に当該情報を共有することとします。

<u>主な関係法令</u>

- 自然公園法（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）
- 自然環境保全法（自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域）
- 文化財保護法（史跡名勝天然記念物）
- 鳥獣保護管理法（鳥獣保護区）
- 砂防法（砂防指定地）
- 林業種苗法（特別母樹林）
- 都市計画法（風致地区）
- 都市緑地法（特別緑地保全地区）
- 種の保存法（生息地等保護区）
- 宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域）

②　森林整備事業の実施履歴の有無

ア　届出に係る森林において過去に森林整備事業（造林補助事業等）が実施されていた場合、その事業完了日から数年間は皆伐や転用等が制限されている場合があります。

イ　このため、当該森林において過去に森林整備事業が実施されていないか届出者に確認するとともに、実施されていた場合は、その時期、経緯及び補助金の交付の条件等を確認し、仮に補助金返還に相当すると判断される場合は、都道府県の林務部局へ連絡するとともに、補助金の返還等の不利益が生じる可能性があることを届出者・森林所有者にあらかじめ周知しておくことが適当です。

ウ この場合、森林整備事業は、森林の造成のために補助が行われていることを踏まえ、皆伐、転用等の計画を見直すよう指導を行うことも重要です。

③　森林窃盗への適切な対応

ア　無断伐採等については、発生の未然防止を図ることが重要となりますが、近年、伐採造林届に係る文書を偽造するなど悪質な森林窃盗事案が発生しています。森林窃盗及び森林窃盗の贓物（木材等）を収受・売買する行為は法により刑罰が科される重大な犯罪行為です。

イ　このため、無届伐採が発覚した場合には、森林所有者に伐採の事実を確認し、森林所有者が伐採の事実を知らなかった場合にあっては、都道府県と連携して森林窃盗等に係る告発の手続や警察等による捜査協力等必要な対応を行います。（（２）⑨カ(ｲ)(c)参照）

ウ　また、森林所有者から森林窃盗等に関する相談があった場合には、無届伐採や森林窃盗等に関する事実を確認し、都道府県と連携して森林窃盗等に係る告発の手続や警察等による捜査協力等必要な対応を行います。

エ　なお、森林窃盗が疑われる場合には、被害者からの求めに応じて、円滑な関係書類の開示や、現地への立ち合い要請等に可能な限り対応することとします。

④　権原を有する者が代わった場合の報告の協力依頼

届出書が提出された後に、売買、相続等により伐採又は伐採後の造林に係る権原を有する者の変更があった場合には、新たに当該権原を有する者となった者から市町村にその旨を報告するよう、あらかじめ届出者に対して協力を求めます。

（４）伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告の要否

ア　届出書に基づいて森林の立木の伐採（主伐）及び造林をしたときは、法第10条の８第２項に定める状況報告の対象となります。なお、届出書に記載された伐採の方法が間伐の場合には、報告書を提出する必要はありません。また、事前の届出が不要とされている場合（保安林や森林経営計画対象森林を伐採する場合等）についても、報告書を提出する必要がありません（（１）参照）。伐採後に森林以外の用途へ転用を行うものについては、伐採に係る森林の状況報告書の提出は必要ですが、伐採後の造林に係る森林の状況報告書の提出は必要ありません。

イ　届出が必要であるにもかかわらず届出せずに行われた伐採については、状況報告は法律上必要とされませんが、無届伐採となりますので、森林所有者等に対して指導等を行う必要があります（（２）⑨～⑪参照）。

ウ　木安法第４条第５項に規定する認定事業計画に基づく伐採及び伐採後の造林についても、同法第７条の規定により読み替えて適用される法第10条の８第２項の規定に基づき、報告書を提出する必要があります。

エ　地域生物多様性増進法に規定する認定増進活動実施計画に基づく伐採及び伐採後の造林についても、同法第20条の規定により読み替えて適用される法第10条の８第２項の規定により、報告書を提出する必要があります。なお、その市町村の区域における当該計画を作成した市町村及び当該市町村と共同して当該計画を作成した者は、当該市町村が伐採及び伐採後の造林の状況を把握していることから、報告書を提出する必要はありません。

オ　間伐等特措法に規定する認定特定植栽事業計画に基づく伐採及び伐採後の造林についても、同法第17条第２項の規定に基づき、報告書を提出する必要があります。なお、この報告は、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の運用のガイドライン」（平成20年６月13日付け20林整整第328号林野庁長官通知）別記様式10を用いることに留意が必要です。

森林法
（伐採及び伐採後の造林の届出）
第十条の八　（略）
２　森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。
３　（略）

森林法施行規則
（伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告）
第十四条の二　法第十条の八第二項の規程による報告は、伐採（間伐を除く。以下この条において同じ。）の終わつた日及び伐採後の造林の終わつた日からそれぞれ三十日以内に当該伐採の終わつた日及び当該伐採後の造林の終わつた日における森林の状況を記載した報告書を提出してしなければならない。

（５）伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告制度

①　記載事項の確認

ア　報告書の記載事項及び添付書類に不備がないことを確認します（５　報告書の記載要領参照）。不備がある場合には、補正するよう指示し、再提出させます。

イ　また、報告書の提出時期が伐採及び伐採後の造林を完了した日からそれぞれ30日以内であることを確認し、完了した日の前となっている場合は、完了した日以降に再提出するよう指導します。なお、伐採と造林の一貫作業などにより、伐採後30日以内に造林が行われる場合には、造林まで終了した後にこれらの報告を同時に行うことも可能です。

ウ　その他、以下の事項が全て記載されていることを確認します。

記載事項

○伐採に係る森林の状況報告書

- 報告者（氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）及び住所）
- 森林の所在場所（市郡町村、大字、字、地番）
- 伐採面積（ha単位、小数第２位まで記載）
- 伐採方法（皆伐又は択伐の別、伐採率（立木材積率））
- 森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無
- 作業委託先（自ら伐採した場合は記載不要）
- 伐採樹種
- 伐採齢
- 伐採の期間（期間の始期及び終期）
- 集材方法（集材路・架線・その他の別、集材路の場合の幅員・延長）　※
- 備考（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途及び時期、相続等を原因として森林所有者が代わっている場合のその相続等の情報等）

○伐採後の造林に係る森林の状況報告書

- 報告者（氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）及び住所）
- 森林の所在場所（市郡町村、大字、字、地番）

・　造林の方法（人工造林、天然更新等の面積の内訳、天然更新補助作業の有無）
・　造林の期間（期間の始期及び終期）
・　造林樹種（天然更新の場合には、代表的な樹種）
・　樹種別の造林面積（人工造林で複数樹種の場合は、樹種毎の面積。天然更新の場合には、天然更新に係る区域全体の面積。）
・　樹種別の造林本数（人工造林で複数樹種の場合は、樹種毎の本数。天然更新の場合には、更新状況のわかる資料の添付に代えても可。）
・　作業委託先（自ら造林した場合は記載不要）
・　鳥獣害対策 ※
・　備考（相続等を原因として森林所有者が代わっている場合のその相続等の情報等）

※　伐採計画書又は造林計画書において、集材の方法又は鳥獣害対策に関する項目を記載しなかったものについては、状況報告において同項目の記載は不要です。

②　報告者の確認

ア　報告者が伐採に係る森林の状況報告書にあっては伐採した（権原を有する）者、伐採後の造林に係る森林の状況報告書にあっては伐採後の造林をした（権原を有する）者（＝主に森林所有者）であるか否かを確認します。

イ　届出書が提出された後に、相続・売買等により伐採及び伐採後の造林の権原を有する者が代わっている場合においては、あらかじめ報告の協力を求めるほか（（３）④参照）、報告者が報告書を提出した時点で当該権原を有する者であることを登記事項証明書、立木売買契約書等を活用して確認します。この場合においては、報告書の備考欄に、当該権原を有する者が代わった原因となる相続・売買等の情報（時期、報告者以外の共有者の有無等）を記載させます。

③　届出書との整合の確認

ア　報告書に記載された伐採及び伐採後の造林の実施状況が、届出書に記載されていた伐採及び伐採後の造林の計画と整合しているか否かを確認します。

イ　報告書に記載された伐採の実施状況又は伐採後の造林の実施状況が、届出書に記載された伐採の計画又は伐採後の造林の計画に従っていないと認められる場合には、届出書に記載された計画に従って伐採又は造林を行うべき旨を原則として文書により指導を行った上で、必要に応じて「施業の勧告」や「遵守命令」を行います（（２）⑦及び⑧参照）。

ウ　なお、伐採後に森林以外の用途に転用することとされている場合においては、伐採に係る森林の状況報告の備考欄にその用途及び転用の予定時期が記載されていることを確認します。

エ　また、報告書のとおりに伐採及び伐採後の造林が行われていることを、報告書の添付書類や、現地調査、地域の林業事業体や住民等からの聞き取り等により確認します。

④　森林所有者による確認

ア　伐採に係る森林の状況報告書において、森林所有者による伐採跡地の確認がなされていない場合には、報告者に対し、森林所有者による確認を求めるよう促します。それでも確認がされない場合には、市町村が森林所有者に連絡し、確認を促します。

　なお、森林所有者自らによる伐採跡地の確認が困難な場合には、森林所有者から伐採後の造林の委託を受けた者等による確認を求めるよう促します。

イ 確認の結果、あらかじめ提出されたチェックリストや搬出計画図とは異なり、枝葉・残材の無秩序な放置や粗雑に作設された集材路等により、その後の造林を適切に実施することが困難と認められる場合や、集材路を起因とする林地崩壊のリスクが高いと認められる場合等には、市町村は報告者に現地の補正作業を指導します。

⑤　無報告、虚偽報告等の事務処理等について

ア　状況報告が必要であるにも関わらず報告を行わないこと及び虚偽の内容を報告することは森林法違反であり、市町村が適確な森林施業を推進する上でも問題となります。

イ　状況報告が必要であるにも関わらず状況報告が行われていない場合は、次のとおり事務処理を行うこととなります。

(ｱ)　届出書の伐採及び伐採後の造林の計画に記載された「伐採の期間」及び「造林の期間」を経過してもまだ報告書が提出されていないときは、森林所有者等に対して報告書を提出する必要がある旨を連絡します。

(ｲ)　このとき、

(a)　森林所有者等が伐採又は造林が完了していないため報告書を提出していなかった場合には、期間を経過した場合であっても届出書に記載された伐採又は造林の方法に従って伐採又は造林を行うべき旨の指導等を行った上で、伐採又は造林が完了次第速やかに報告書を提出すべき旨を指導します（（２）⑦及び⑧参照）。

(b)　森林所有者等が状況報告の制度を了知・熟知していないと認められる場合など過失の程度が低い場合には、報告書を提出させ、必要に応じて、顛末書又は始末書を徴するとともに、次回同様に状況報告をしなかった場合には告発を行う旨を文書に明示して指導を行います。

(c)　一方、森林所有者等が状況報告の制度を了知しているにもかかわらず故意に状況報告をしなかった場合など悪質な場合にあっては、告発を行います。

ウ　また、現地調査等により虚偽の内容により報告が行われたことが分かった場合は、次のとおり事務処理を行うこととなります。

(ｱ)　現地調査等により把握した現地の状況と報告書の内容の相違点を示すなどしつつ、森林所有者等から虚偽の報告をした事情を聴取します。

(ｲ)　このとき、

(a)　森林所有者等による虚偽の報告が初めてであって、錯誤により虚偽の内容を報告した場合など過失の程度が低い場合には、報告書を再提出させ、必要に応じて、顛末書又は始末書を徴するとともに、次回同様に虚偽の報告をした場合には告発を行う旨を文書にて明示して指導します。

(b)　一方、森林所有者等が虚偽の報告を過去にも数度行っており、又は明らかに現地の状況と異なる虚偽の内容の報告をした場合など悪質な場合にあっては、告発を行います。

２　適合通知書等の記載例

市町村森林整備計画との適合性の審査の結果、届出書の内容に問題がないと判断された場合には、届出者の申請に応じて次の「適合通知書」又は「確認通知書」を発行します。

これらの通知書については、木材の合法性等の証明にもなることも踏まえ、届出書に従った伐採や造林が行われない場合の措置等、必要な留意事項について明記しておくと良いでしょう。

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書（記載例）（Ⅱの１の（２）⑤関係）

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

年　　月　　日

殿

○○市町村長

年　月　日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、市町村森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。

記

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所：○○市（町村）大字○○字○○地番
伐 採 面 積：　　ha
伐 採 方 法：主伐（皆伐・択伐）・間伐　　伐採率（%）
伐採の期間：
伐 採 樹 種：
伐　採　齢：
集 材 方 法：集材路・架線・その他（　　）
造林の方法：人工造林（植栽・人工播種）
　　天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新）
　　樹種、本数
造林の面積：
造林の期間：
鳥獣害対策：

（留意事項）
・
・

【注意】

伐採及び伐採後の造林の届出が共同して（連名で）提出された場合は、適合通知書の宛名も連名にします。

【留意事項記載例】

- 届出書の計画に従って伐採及び伐採後の造林を実施して下さい。届出の内容と異なる伐採や伐採後の造林を行った場合、勧告や遵守命令がなされる場合があります。
- 上記命令に従わず、引き続き届出の内容と異なる伐採や伐採後の造林が行われた場合、本適合通知書が無効となることはもとより、法第208条第２号の規定により罰則が適用される場合があります。
- 造林の方法が「天然更新」とされていますが、５年が経過した時点で更新が図られていない場合は、その後２年以内に天然更新補助作業又は植栽を実施していただくこととなりますのでご注意下さい。
- 伐採、搬出に当たっては、土地の保全、水源涵養、環境保全等に配慮し、当該地域及び周辺地域での土砂の流出、崩壊、その他災害が発生しないよう十分留意して行って下さい。

・　届出書に記載された伐採の期間前に伐採を行った場合には、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
・　届出書に記載された伐採面積を超えて伐採した場合、無届伐採として罰則が適用される場合があります。
・　届出書に記載された伐採の期間を超えて伐採する場合には、新たに届出書の提出が必要ですので注意して下さい。
・　届出書の記載内容を厳守するとともに、伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採をして下さい。
・　伐採時の事故防止に努めるとともに、伐採用資機材の搬入・搬出及び伐採木の搬出を行う際の交通安全など、周辺地域の状況に十分配慮して下さい。
・　１ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を越えて伐採跡地を森林以外に転用するときは、事前に法第10条の２第１項に基づく知事の許可が必要ですので十分注意して下さい。
・　伐採及び伐採後の造林が完了したら、完了後それぞれ30日以内に、伐採完了日の状況を記載した「伐採に係る森林の状況報告書」及び造林完了日の状況を記載した「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出していただく必要がありますので注意して下さい。

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書（記載例）（Ⅱの１の（２）⑤関係）

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書

年　　月　　日

殿

○○市町村長

年　月　日に提出のあった伐採後に森林以外の用途に供されることが記載された伐採及び伐採後の造林の届出書について、下記の内容を確認したので通知する。

記

森林の所在場所：○○市（町村）大字○○字○○地番
伐 採 面 積：　　ha
伐 採 方 法：主伐（皆伐）
伐採の期間：
伐 採 樹 種：
伐　採　齢：
集 材 方 法：集材路、架線、その他（　）

（留意事項）
・
・

届出書の変更のための指導書（作成例）（Ⅱの１の（２）④関係）

指　　導　　書

年　　月　　日

殿

○○市町村長

年　月　日付けで提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書は、その計画内容が下記の理由により○○市（町村）森林整備計画に適合しないため、計画を変更するよう指導する。

また、是正されない場合には、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の９第１項の規定に基づき、計画の変更命令を行うこととなります。

記

１　適合しない理由
　伐採の方法が皆伐となっているため

２　指導事項
　当該森林は、○○市（町村）森林整備計画において、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」とされている。法第10条の７に規定するとおり、森林所有者等は市町村森林整備計画に従って森林施業を実施することを旨としなければならないことから、伐採の方法は、択伐又は間伐を計画して下さい。

法第10条の９第１項の規定による変更命令書（記載例）（Ⅱの１の（２）④関係）

伐採及び伐採後の造林の計画の変更に関する命令書

年　　月　　日

殿

○○市町村長

年　月　日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画のうち下記事項については市町村森林整備計画に適合しないと認められるので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の９第１項の規定に基づき、伐採及び伐採後の造林の計画を変更するよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所				命令の内容	その他必要な事項
市町村	大　字	字	地　番		
○○市	○○	△△	××	左記の森林は、○○市森林整備計画において「択伐による複層林施業を推進すべき森林」に定められているため、伐採方法を変更すること。	1　伐採及び伐採後の造林の計画を変更する場合は、伐採方法を択伐又は間伐とした上で、改めて伐採及び伐採後の造林の届出書を提出すること。 2　この命令の後に行う伐採は、森林法第10条の９第２項の規定により伐採及び伐採後の造林の届出書の提出がなかったものとみなされるため、引き続き伐採を行った場合には、無届伐採として告発を行うこととなります。

〔教示〕この処分に対して不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、○○市（町村）長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理

由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
　また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、○○市（町村）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

届出書の遵守のための指導書（作成例）（Ⅱの１の（２）⑦・⑧関係）

指　　導　　書

年　　月　　日

殿

○○市町村長

貴殿が下記の森林において行っている［伐採/伐採後の造林］は、　年　月　日付けで提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された［伐採/伐採後の造林］の計画内容に違背しているため遵守するよう指導する。
また、是正されない場合には、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の10第１項の規定に基づく施業の勧告及び第10条の９第３項に基づく遵守命令を行うこととなるので、今後の[伐採/伐採後の造林]の計画について速やかに報告して下さい。

記

１　森林の所在場所

２　遵守すべき計画の内容

法第10条の９第３項の規定による遵守命令書（記載例）（Ⅱの１の（２）⑦・⑧関係）

伐採及び伐採後の造林の計画の遵守に関する命令書

年　　月　　日

殿

○○市町村長

年　月　日現在貴殿が行っている下記の森林における伐採後の造林は、　年　月　日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従っていないと認められるので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の９第３項の規定により、貴殿の提出した届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採後の造林を行うよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所				命令の内容	その他必要な事項
市町村	大　字	字	地　番		
○○市	○○	△△	××	天然更新による造林の期間が○年○月○日までとなっているところ、天然更新の完了が認められないため、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採後の造林の計画に従って植栽本数に満たない本数を△年△月△日までに植栽すること。	この命令に違反した場合には、森林法第208条第２号の規定により罰則が適用されることがあります。

〔教示〕この処分に対して不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、○○市（町村）長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、○○市（町村）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

無届伐採における伐採の中止及び伐採後の造林の指導書（作成例）（Ⅱの１の（２）⑨のカの(ｱ)関係）

指　導　書

年　月　日

殿

○○市町村長

貴殿が行った下記の森林における森林の伐採は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の８第1項の規定に違反しているため、直ちに伐採を中止するとともに、○○市（町村）森林整備計画に定める造林の基準に従い速やかに伐採跡地への造林を行うよう指導する。

また、引き続き伐採した場合又は造林が実施されない場合は、勧告並びに伐採の中止命令及び造林命令を行うこととなるので、今後の造林の計画について速やかに報告して下さい。

記

森林の所在場所

○○市（町村）森林整備計画に定める造林の基準

１ 人工造林の場合は、２年（択伐（伐採率が10分の４を超えないものに限る。）により伐採した場合にあっては５年）以内に造林を完了すること

２　天然更新の場合は、５年以内に造林が完了しなければ植栽を行うこと

錯誤により無届伐採を行った場合の顛末書（作成例）（Ⅱの１の（２）⑨のカ(ｲ)(a)関係）

顛　末　書

年　月　日

○○市町村長　　殿

住　　所

届出人氏名

私は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって森林法（昭和26年法律第249号）第10条の８第１項に規定する「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。

つきましては、下記のとおりその顛末を報告するとともに、今後、立木の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な手続きを行います。

記

１．無届伐採を行った森林の所在場所及び森林所有者

森林の所在場所	市町村	大　字	字	地　番
森林所有者の住所・氏名	住所 氏名			

２．無届伐採の内容

無届で伐採を行った期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
伐採面積（ha）	ha
伐採樹種および林齢	樹種名（　　）、林齢（　　）
本来届出すべき期日	年　　月　　日　まで

３．無届伐採を行った経緯及び理由

４．再発防止に向けた対応
　今後は、法令を遵守し、伐採を行う前に「伐採及び伐採後の造林の届出」を行います。なお、これに違背した場合には、森林法違反として告発等がなされることについて十分理解致しました。

錯誤により無届伐採を行った場合の指導書（作成例）（Ⅱの１の（２）⑨のカ(ｲ)(a)関係）

指　　導　　書

年　　月　　日

殿

○○市町村長

貴殿は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採にあたって「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。この行為は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の８第１項の規定に違反していますので厳重に注意します。
今後、森林の伐採にあたっては関係法令を遵守し、適切な手続きを行うよう指導します。なお、今後同様の行為を行った場合には、森林法の規定に基づき告発等の措置を講ずることとなりますので、十分留意願います。

法第10条の９第４項の規定による伐採の中止命令書（記載例）（Ⅱの１の（２）⑩関係）

伐採の中止命令書

年　　月　　日

殿

○○市町村長

貴殿が行った下記の森林における立木の伐採は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の８第１項の規定に違反し、引き続き伐採をすることは認められないので、同法第10条の９第４項の規定に基づき、下記の森林について伐採を中止するよう命令する。

記

１　立木を伐採した森林の所在場所
　○○市大字○○字△△地番××番地

２　命令に係る森林の所在場所等

命令に係る森林の所在場所					その他必要な事項
市町村	大　字	字	地　番	林小班	
○○市	○○	△△	××外	○林班全部	この命令に違反して伐採を行った場合には、森林法第208条第２号の規定により罰則が適用されることがあります。

〔教示〕この処分に対して不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、○○市（町村）長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算

して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
　また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、○○市（町村）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

法第10条の９第４項の規定による伐採後の造林命令書（記載例）（Ⅱの１の（２）⑪関係）

伐採後の造林命令書

年　　月　　日

殿

○○市町村長

貴殿が行った下記の森林における立木の伐採は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の８第１項の規定に違反し、伐採後の造林をすることが必要と認められるため、同法第10条の９第４項の規定に基づき、伐採後の造林をするよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所				命令の内容	その他必要な事項
市町村	大 字	字	地 番		
○○市	○○	△△	××	・造林の期間 ○年○月○日まで ・植栽本数 ○○本（ヘクタール当たり3,000本） ・樹種 ○○市森林整備計画に定める天然更新の対象樹種 ・　△年△月△日までに上記の植栽本数及び樹種による更新が認められない場合は、○年○月○日までに当該植栽本数に満たない本数を植栽すること。	○年○月○日までに左記の命令の内容を履行しない場合には、森林法第208条第２号の規定により罰則が適用されることがあります。

〔教示〕この処分に対して不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、○○市（町村）長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
　また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、○○市（町村）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

３　届出書の記載要領

森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年７月２日農林省告示第851号）

４　規則第９条第１項の届出書の様式

様式は正しいか？
記載漏れはないか？

伐採及び伐採後の造林の届出書

伐採の始期の30～90日前で届出書が提出されているか？

届出人の氏名・住所が正確に記載されているか？

伐採を行う森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

年　月　日

市町村長　殿

記載の内容と森林簿情報に齟齬はないか？

住　所
届出人　氏名　（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の８第１項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である（のうち）○○が所有する立木（又は長期受委託契約に基づき△△が所有する立木）を伐採するものです。

①伐採箇所ごとに届出書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。
③必要に応じて届出に係る区域を示す図面を添付する。

①届出人が森林所有者その他権原に基づき立木の使用又は収益をする者となっているか？
②伐採する（権原を有する）者と伐採後の造林をする（権原を有する）者が異なる場合、連名となっているか？

１　森林の所在場所

市　　町
大字　　字　　地番
郡　　村

２　伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

３　備考

森林法以外の法令により施業の制限がある場合はその種別等を記載する。

注意事項

１　伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。

３　伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

（別添）

伐 採 計 画 書

（伐採する者の住所・氏名）

小数第２位まで記載されているか
（第３位で四捨五入されているか）？

1　伐採の計画

伐　採　面　積	ha（うち人工林　　ha、天然林　　ha）		
伐　採　方　法	主伐（皆伐・択伐）・間伐	伐採率	%
作 業 委 託 先			
伐　採　樹　種			
伐　　採　　齢			
伐 採 の 期 間			
集　材　方　法	集材路・架線・その他（　　）		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員　　m　・　延長　　m		

①始期は届出年月日以降 30～90 日となっているか？
②伐採の期間が１年を超える場合は、年次別に伐採の計画が記載されているか？

幅員３m 超で、その面積が１ha 超となっていないか？

2　備考

注意事項

1　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

2　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

3　伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

4　伐採の期間が１年を超える場合においては、年次別に記載すること。

（別添）

造 林 計 画 書

（造林をする者の住所・氏名）

1　伐採後の造林の計画

（1）造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積（A＋B＋C＋D）	ha
人工造林による面積（A＋B）	ha
植栽による面積（A）	ha
人工播種による面積（B）	ha
天然更新による面積（C＋D）	ha
ぼう芽更新による面積（C）	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（　　）・なし
天然下種更新による面積（D）	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（　　）・なし

①伐採の方法が主伐の場合、伐採面積と造林面積が一致しているか？（伐採後に森林以外の用途に供される場合を除く。）
②市町村森林整備計画に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」又は「木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林」のうち人工林の場合、人工造林が計画されているか？
③伐採跡地が確実に更新される方法が選択されているか？

市町村森林整備計画に定める人工造林をすべき期間に適合しているか。
皆伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内
択伐の場合：伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を超えない期間

複数の樹種を造林する場合は、樹種ごとに記載されているか？

植栽の場合、樹種別の植栽本数が、市町村森林整備計画に定める人工造林の標準的な方法に適合しているか？

（2）造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林（植栽・人工播種）			ha	本		
天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新）						
５年後において適確な更新がなされない場合						

市町村森林整備計画に定める天然更新をすべき期間に適合しているか。伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内

①天然更新又は森林以外の用途に供されることが計画されている場合に本欄が全て記載されているか？
②５年後に天然更新が完了していない場合又は森林以外の用途に供されていない場合に、その時点から２年以内に造林する計画となっているか？

（3）伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

①伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途が記載されているか？
②転用面積は 1ha（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は 0.5ha）以下か？

2　備考

注意事項

1　造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。

2　植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において

・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林　又は

・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林

として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。

3　造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

4　５年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から５年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。

5　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

6　伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後５年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

４　届出書の記載例

① 伐採の方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が人工造林の場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

令和８年 10 月１日

伐採の始期の 30～90 日前であり、適正。

市町村長　殿

住　所　　○○市○○町１－２－３
届出人　氏名　森林　太郎

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の８第１項の規定により届け出ます。
本伐採は届出者である　森林太郎　が所有する立木を伐採するものです。

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

１　森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△　地番 1234-1 番地，1234-2 番地

２　伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

３　備考

○○国立公園普通地域

注意事項
１　伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
２　伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
３　伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

（別添）

伐 採 計 画 書

住　所　　○○市○○町１－２－３
届出人　氏名　森林　太郎

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

1　伐採の計画

伐　採　面　積	2.00ha（うち人工林2.00ha）		
伐　採　方　法	(主伐)・(皆伐)・択伐）・間伐	伐採率	100%
作 業 委 託 先	(有)○○林業		
伐　採　樹　種	スギ		
伐　　採　　齢	50		
伐 採 の 期 間	令和８年11月15日　～　令和９年３月15日		
集　材　方　法	(集材路)・架線・その他（　　）		
集材路の場合予定幅員・延長	幅員　３ｍ　・　延長　５００ｍ		

伐採の始期が届出日以降30～90日であり、適正

2　備考

注意事項

1　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
2　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
3　伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。
4　伐採の期間が１年を超える場合においては、年次別に記載すること。

（別添）

造 林 計 画 書

住　所　　○○市○○町１－２－３
届出人　氏名　森林　太郎

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

1　伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積（A＋B＋C＋D）	2.00ha
人工造林による面積（A＋B）	2.00ha
植栽による面積（A）	2.00ha
人工播種による面積（B）	－ ha
天然更新による面積（C＋D）	－ ha
ぼう芽更新による面積（C）	－ ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（　　）・なし
天然下種更新による面積（D）	－ ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（　　）・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作　業委託先	鳥獣害対　策
人　工　造　林（植栽・人工播種）	令和９年４月１日～令和９年５月31日	ヒノキ	1.00ha	2,500本	△△森林組合	幼齢木保護具の設置
		スギ	1.00ha	2,500本		
天　然　更　新（ぼう芽更新・天然下種更新）	－	－				－
５年後において適確な更新がなされない場合	－	－	－ ha	－ 本		－

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内となっているため、適正。

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2　備考

注意事項

1　造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。

2　植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において

・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林　又は

・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林

として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。

3　造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

4　５年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から５年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。

5　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

6　伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後５年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

② 伐採の方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

令和８年９月 15 日

伐採の始期の 30～90 日前であり、適正。

○○市長　殿

伐採する者と伐採後の造林をする者が異なる場合は、連名で届け出る。

住　所　　○○市△△町字□□１２３
届出人　氏名　○○林業
　　代表取締役　林野　次郎

（伐採する者（立木を買い受けて伐採する者等））

住　所　　○○市○○町１－２－３
届出人　氏名　森林　太郎

（伐採後の造林をする者（森林所有者））

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の８第１項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者のうち　○○林業　が所有する立木を伐採するものです。

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

１　森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△　地番 1234-1 番地，1234-2 番地

２　伐採及び伐採後の造林の計画
　別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

３　備考

注意事項

１　伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。

３　伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

（別添）

伐 採 計 画 書

住　所　　○○市△△町字□□１２３
届出人　氏名　○○林業
代表取締役　林野　次郎

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

伐採の期間が１年を超える場合は、年次別に記載する。

1　伐採の計画

伐　採　面　積	3.30ha（うち令和８年度 天然林2.20ha、令和９年度 天然林1.10ha）		
伐　採　方　法	主伐・皆伐・択伐）・間伐	伐採率	100％
作 業 委 託 先	―		
伐　採　樹　種	クヌギ、その他広葉樹		
伐　　採　　齢	45（35～50）		
伐 採 の 期 間	令和８年11月１日　～　令和９年12月31日		
集　材　方　法	集材路・架線・その他（　　）		
集材路の場合予定幅員・延長	幅員　３ｍ　・　延長　７５０ｍ		

伐採の始期が届出日以降30～90日であり、適正

2　備考

注意事項

1　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
2　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
3　伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。
4　伐採の期間が１年を超える場合においては、年次別に記載すること。

（別添）

造 林 計 画 書

住　所　　○○市○○町１－２－３
届出人　氏名　森林　太郎

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

1　伐採後の造林の計画

（1）造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積（A＋B＋C＋D）	3.30ha
人工造林による面積（A＋B）	－ ha
植栽による面積（A）	－ ha
人工播種による面積（B）	－ ha
天然更新による面積（C＋D）	3.30ha
ぼう芽更新による面積（C）	2.20ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他（　芽かき　）・なし
天然下種更新による面積（D）	1.10ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他（　　）・なし

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を超えない期間となっているため、適正。

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。
（例）3,000 本/ha×3.30ha ＝ 9,900 本
５年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足らざる本数を植栽することとなる。

（2）造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作　業委託先	鳥獣害対　策
人　工　造　林（植栽・人工播種）	－	－	－ ha	－ 本	－	－
天　然　更　新（ぼう芽更新・天然下種更新）	令和10年４月１日～令和 15 年３月 31 日	クヌギ	2.20ha			防護柵の設置
		その他広葉樹	1.10ha			
５年後において適確な更新がなされない場合	令和15年４月１日～令和 17 年３月 31 日	その他広葉樹	3.30ha	9,900 本		防護柵の設置

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。

５年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する。

林以外の用途に供されることとなる場合のその

2　備考

注意事項

1　造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。

2　植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において

・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林　又は

・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林

として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。

3　造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

4　５年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から５年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。

5　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

6　伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後５年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

③ 伐採の方法が択伐であって、伐採後の造林の計画が天然更新の場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

令和８年 10 月１日

伐採の始期の 30～90 日前であり、適正。

市町村長　殿

住　所　　○○市○○町１－２－３
届出人　氏名　森林　太郎

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の８第１項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である　森林太郎　が所有する立木を伐採するものです。

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

１　森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△　地番 1234-1 番地，1234-2 番地

２　伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

３　備考

注意事項

１　伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。

３　伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

（別添）

伐 採 計 画 書

住　所　　○○市○○町１－２－３
届出人　氏名　森林　太郎

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

市町村森林整備計画に定める立木の伐採（主伐（択伐））の標準的な方法に照らして適正な伐採率となっているか？

1　伐採の計画

伐　採　面　積	2.00ha（人工林2.00ha）		
伐　採　方　法	(主伐)(皆伐・(択伐)・間伐	伐採率	40%
作業委託先	○○森林組合		
伐　採　樹　種	ヒノキ		
伐　　採　　齢	60		
伐採の期間	令和８年11月１日　～　令和９年３月15日		
集　材　方　法	集材路・(架線)・その他（　　）		
集材路の場合予定幅員・延長	幅員　　m　・　延長　　m		

伐採の始期が届出日以降30～90日であり、適正

2　備考

注意事項

1　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
2　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
3　伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。
4　伐採の期間が１年を超える場合においては、年次別に記載すること。

（別添）

造 林 計 画 書

住　所　　○○市○○町１－２－３
届出人　氏名　森林　太郎

主伐に係る伐採面積と一致しており、適正。

1　伐採後の造林の計画

（1）造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積（A＋B＋C＋D）	2.00ha
人工造林による面積（A＋B）	ha
植栽による面積（A）	ha
人工播種による面積（B）	－ ha
天然更新による面積（C＋D）	2.00ha
ぼう芽更新による面積（C）	－ ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（　　）・なし
天然下種更新による面積（D）	2.00ha
天然更新補助作業の有無	(地表処理)・刈出し・植込み・その他（　　）・なし

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を超えない期間となっているため、適正。

天然更新すべき立木の本数に面積を乗じて得た本数を記載する。
（例）3,000 本/ha×2.00ha×0.4 = 2,400 本
５年後において適確な更新が完了していない場合は、当該本数に足らざる本数を植栽することとなる。

（2）造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林（植栽・人工播種）	－	－	－ ha	－ 本		
天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新）	令和９年４月１日～令和 14 年３月 31 日	その他広葉樹	2.00ha			防護柵
５年後において適確な更新がなされない場合	令和14年４月１日～令和 16 年３月 31 日	その他広葉樹	2.00ha	2,400 本		防護柵

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を超えない期間となっており、かつ植栽が計画されているため、適正。

の用途に供されることとなる場合のそ

５年後の天然更新の完了の見込みに関係なく天然更新を計画する全面積を記載する。

2　備考

注意事項

1　造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。

2　植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において

・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林　又は

・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林

として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。

3　造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

4　５年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から５年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。

5　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

6　伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後５年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

④ 伐採方法が間伐の場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

令和８年 10 月１日

伐採の始期の 30～90 日前であり、適正。

市町村長　殿

住　所　　○○市○○町１－２－３
届出人　氏名　△△森林組合
　　組合長　森林　花子

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の８第１項の規定により届け出ます。

本伐採は長期受委託契約に基づき　森林太郎　が所有する立木を伐採するものです。

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載する。

１　森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△　地番 1234-1 番地，1234-2 番地

２　伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

３　備考

注意事項

１　伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。

３　伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

（別添）

伐 採 計 画 書

住　所　　○○市○○町１－２－３
届出人　氏名　△△森林組合
　　組合長　森林　花子

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

1　伐採の計画

伐　採　面　積	2.00ha		
伐　採　方　法	主伐（皆伐・択伐）・間伐	伐採率	30%
作業委託先	ー		
伐　採　樹　種	ヒノキ		
伐　　採　　齢	35		
伐採の期間	令和８年11月15日　～　令和９年３月15日		
集　材　方　法	集材路・架線・その他（　　）		
集材路の場合予定幅員・延長	幅員　　m　・　延長　　m		

伐採齢及び市町村森林整備計画に定める間伐の標準的な方法に照らして適正な伐採率となっているか？
（伐採後の造林が必要となるような、過大な伐採率となっていないことを確認）

伐採の始期が届出日以降30～90日であり、適正

2　備考

森林作業道を活用して間伐木を搬出する。

注意事項

1　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
2　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
3　伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。
4　伐採の期間が１年を超える場合においては、年次別に記載すること。

（別添）

造 林 計 画 書

（造林をする者の住所・氏名）

1　伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積（A＋B＋C＋D）	－ ha
人工造林による面積（A＋B）	－ ha
植栽による面積（A）	－ ha
人工播種による面積（B）	－ ha
天然更新による面積（C＋D	－ ha
ぼう芽更新による面積（C）	－ ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（　　）・なし
天然下種更新による面積（D）	－ ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（　　）・なし

間伐は更新を伴わない伐採であるため、伐採後の造林の計画は不要

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林（植栽・人工播種）						
天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新）	－	－	－ ha			－
5年後において適確な更新がなされない場合	－	－	－ ha	－ 本		－

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2　備考

注意事項

1　造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。

2　植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において

・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林　又は

・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林

として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。

3　造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

4　５年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から５年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。

5　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

6　伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後５年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

⑤ 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合

伐 採 及 び 伐 採 後 の 造 林 の 届 出 書

令和８年 10 月１日

伐採の始期の 30～90 日前であり、適正。

○○市長　殿

住　所　　○○市○○町１－２－３
届出人　氏名　森林　太郎

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の８第１項の規定により届け出ます。
本伐採は届出者である　森林太郎　が所有する立木を伐採するものです。

１　森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△　地番 1234-1 番地

２　伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

３　備考

注意事項
１　伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
２　伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
３　伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

（別添）

伐 採 計 画 書

住　所　　○○市○○町１－２－３
届出人　氏名　森林　太郎

伐採面積が１ha 以下であり、適正。
なお、太陽光発電設備の設置を目的とする場合は 0.5ha 以下であることを確認。

１　伐採の計画

伐　採　面　積	0.50ha（人工林0.50ha）		
伐　採　方　法	主伐・皆伐・択伐）・間伐	伐採率	100%
作 業 委 託 先	（有）□□林業		
伐　採　樹　種	スギ		
伐　　採　　齢	60		
伐 採 の 期 間	令和８年11月15日　～　令和９年３月15日		
集　材　方　法	集材路・架線・その他（　　）		
集材路の場合予定幅員・延長	幅員　３ｍ　・　延長　１００ｍ		

伐採の始期が届出日以降 30～90 日であり、適正

２　備考

注意事項

１　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
２　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
３　伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。
４　伐採の期間が１年を超える場合においては、年次別に記載すること。

（別添）

造 林 計 画 書

住　所　　○○市○○町１－２－３
届出人　氏名　森林　太郎

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、伐採後の造林の計画は不要。

1　伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積（A＋B＋C＋D）	－ ha
人工造林による面積（A＋B）	－ ha
植栽による面積（A）	－ ha
人工播種による面積（B）	－ ha
天然更新による面積（C＋D）	－ ha
ぼう芽更新による面積（C）	－ ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（　　）・なし
天然下種更新による面積（D）	－ ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・その他（　　）・なし

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、「５年後において適確な更新がなされない場合」欄以外は記載不要。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林（植栽・人工播種）	－	－	－ ha	－ 本	－	－
天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新）	－	－	－ ha			－
５年後において適確な更新がなされない場合	令和14年４月１日～令和16年３月31日	スギ	0.50ha	1,500本		幼齢木保護具の設置

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過した日において(3)の用途に供されていない場合には、その時点から２年以内に森林に復旧する旨の造林の計画を記載する。（ただし、５年以内に転用した場合は、造林の計画の履行は要しない。）

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

伐採後に宅地造成を予定（転用予定時期：令和９年８月）

伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途及び時期を記載する。

2　備考

注意事項

1　造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。

2　植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において

・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林　又は

・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林

として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。

3　造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

4　５年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から５年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。

5　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

6　伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後５年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

５　報告書の記載要領

森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年７月２日農林省告示第851号）
６の２　規則第14条の２の報告書の様式

様式は正しいか？
記載漏れはないか？

伐採に係る森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

伐 採 に 係 る 森 林 の 状 況 報 告 書

年　　月　　日

伐採の期間の末日から30日以内に提出されているか？

市町村長　殿

記載の内容と森林簿情報に齟齬はないか？

住　所
報告者　氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

報告者の氏名・住所が正確に記載されているか？

年　月　日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

①伐採箇所ごとに報告書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。

１　森林の所在場所

市　　町
大字　　字　　地番
郡　　村

届出書の「伐採の計画」に従ったものとなっているか？

小数第２位まで記載されているか（第３位で四捨五入されているか）？

２　伐採の実施状況

伐　採　面　積	ha（うち人工林　ha、天然林　ha）		
伐　採　方　法	皆伐　・　択伐	伐採率	%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	有　・　無		
作　業　委　託　先			
伐　採　樹　種			
伐　　採　　齢			
伐　採　の　期　間			
集　材　方　法	集材路・架線・その他（　　）		
集材路の幅員・延長	幅員　　m　・　延長　　m		

伐採率は、立木材積による伐採率(%)となっているか？

届出に記載した期間に収まっているか？

幅員３m超で、その面積が１ha超となっていないか？

３　備考

①伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途及び時期が記載されているか？
②相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報が記載されているか？

注意事項

１　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
２　森林の所在場所ごとに記載すること。
３　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。
４　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
５　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
６　伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

様式は正しいか？
記載漏れはないか？

造林に係る森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年　　月　　日

市町村長　殿

造林の期間の末日から30日以内に提出されているか？

記載の内容と森林簿情報に齟齬はないか？

住　所
報告者　氏名（法人にあ
及び代表者の氏名）

報告者の氏名・住所が正確に記載されているか？

年　月　日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

①造林箇所ごとに報告書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。

1　森林の所在場所

市　　町
大字　　字　　地番
郡　　村

届出書の「伐採後の造林の計画」に従ったものとなっているか？

2　伐採後の造林の実施状況

複数の樹種を造林した場合は、樹種ごとに記載されているか？

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林				ha	本		
天然更新				ha	本		

次ページの「樹種別の造林本数欄の記載方法について」による記載又は資料の添付となっているか？

届出に記載した方法となっているか？

届出に記載した期間に収まっているか？

3　備考

相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報が記載されているか？

注意事項

1　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
2　森林の所在場所ごとに記載すること。
3　造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
4　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
5　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。
6　人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
7　天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
8　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

樹種別の造林本数欄の記載方法について

・　原則として、都道府県毎の天然更新完了基準に定められた更新調査（標準地調査）の結果を元に造林本数欄に更新本数を記載する。
・　ただし、調査せずとも天然更新完了基準を明らかに満たしていると判断できる場合（例えば、小面積の伐採等）には、造林地の写真その他の更新状況のわかる資料※を添付することにより、「別添のとおり」と記載することができる。

※　更新樹種の稚樹の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物の草丈を超える更新樹種の稚樹が多数成立するなど、明らかに更新の判断基準を満たしている場合には、写真や目視によるチェックリストなど更新状況のわかる資料を添付

（資料の例）
・　写真の場合：造林地の全体の遠景写真、更新樹種の生育状況（高さや成立本数）がわかる近景写真（代表的な更新樹種がわかる近接写真を含む。ha 当たり〇箇所）

・　チェックリストの場合：以下のチェック項目を目視により確認。

☑　更新樹種の稚樹の樹高が周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。
☑　更新樹種の稚樹の本数が半径〇mの円内に〇本以上生育している。
☑　伐採跡地が全体的に更新されている。

６　報告書の記載例

① 伐採方法が皆伐の場合の伐採に係る森林の状況報告

伐 採 に 係 る 森 林 の 状 況 報 告 書

令和８年12月20日

伐採の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

○○市長　殿

住　所　　○○市○○町
報告者　氏名　森林　太郎

令和８年９月１日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

１　森林の所在場所

○○市　△△町　大字○○　字△△　地番1234-1番地、1234-2番地

全ての地番の伐採面積の面積を記載する。

２　伐採の実施状況

伐 採 面 積	2.00ha（うち人工林2.00ha）		
伐 採 方 法	(皆伐)・　択伐	伐採率	100%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	(有)・　無		
作 業 委 託 先	（有）○○林業		
伐 採 樹 種	スギ		
伐　採　齢	50		
伐採の期間	令和８年11月15日～令和８年12月10日		
集 材 方 法	(集材路)・架線・その他（　　）		
集材路の幅員・延長	幅員　３ｍ　・　延長　５００ｍ		

３　備考

注意事項

１　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
２　森林の所在場所ごとに記載すること。
３　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。
４　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
５　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
６　伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

② 伐採方法が択伐の場合の伐採に係る森林の状況報告

伐 採 に 係 る 森 林 の 状 況 報 告 書

令和８年12月15日

伐採の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

○○市長　殿

住　所　　○○市○○町
報告者　氏名　森林　太郎

令和８年９月15日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

１　森林の所在場所

○○市　△△町　大字○○　字△△　地番1234-1番地、1234-2番地

全ての地番の伐採面積の合計を記載する。

２　伐採の実施状況

伐 採 面 積	2.00ha（うち人工林0.00ha、天然林2.00ha）		
伐 採 方 法	皆伐　・　(択伐)	伐採率	40%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	(有)・　無		
作 業 委 託 先	○○森林組合		
伐 採 樹 種	その他広葉樹		
伐　採　齢	50		
伐採の期間	令和８年10月１日～令和８年11月31日		
集 材 方 法	(集材路)・架線・その他（　　）		
集材路の幅員・延長	幅員　３ｍ　・　延長　４００ｍ		

３　備考

注意事項

１　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
２　森林の所在場所ごとに記載すること。
３　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。
４　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
５　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
６　伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

③ 伐採後に森林以外の用途に供されることとなる場合の伐採に係る森林の状況報告

伐 採 に 係 る 森 林 の 状 況 報 告 書

令和９年４月20日

伐採の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

○○市長　殿

住　所　　○○市○○町
報告者　氏名　森林　太郎

令和９年２月１日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

１　森林の所在場所

○○市　△△町　大字○○　字△△　地番1234-1番地

２　伐採の実施状況

伐採面積が 1ha 以下であり、適正。
なお、太陽光発電設備の設置を目的とする場合は 0.5ha 以下であることを確認。

伐 採 面 積	0.50ha（うち人工林0.50ha、天然林0.00ha）		
伐 採 方 法	(皆伐)・ 択伐	伐採率	100%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	(有)・ 無		
作 業 委 託 先	（有）□□林業		
伐 採 樹 種	ヒノキ		
伐　採　齢	50		
伐採の期間	令和９年３月12日～令和９年３月30日		
集 材 方 法	(集材路)・架線・その他（　　）		
集材路の幅員・延長	幅員　３ｍ　・　延長　１００ｍ		

３　備考

伐採後に宅地造成を予定（転用予定時期：令和10年２月）

伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途及び時期を記載する。

注意事項

１　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
２　森林の所在場所ごとに記載すること。
３　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。
４　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
５　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
６　伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

④ 造林の方法が人工造林の場合の造林に係る森林の状況報告

造林の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

令和９年５月31日

○○市長　殿

住　所　　○○市○○町１－２－４
報告者　氏名　森林　次郎

令和８年10月１日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

１　森林の所在場所

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

○○市　△△町　大字○○　字△△　地番1234-1番地、1234-2番地

２　伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林	植栽	令和９年４月１日～令和９年５月18日	スギ	1.00ha	2,500本	(有)○○林業	幼齢木保護具の設置
			ヒノキ	1.00ha	2,500本		
天然更新	－	－	－	－	－		－

３　備考

令和９年３月１日に森林太郎から相続（共有者：森林三郎ほか２名）

相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報を記載する。

注意事項

１　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
２　森林の所在場所ごとに記載すること。
３　造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
４　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
５　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。
６　人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
７　天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
８　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

⑤ 造林の方法が天然更新の場合の造林に係る森林の状況報告

造林の期間の末日から 30 日以内であり、適正。

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

令和14年７月10日

○○市長　殿

住　所　　○○市○○町１－２－３
報告者　氏名　森林　太郎

令和９年10月１日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番を記載する。

１　森林の所在場所

○○市　△△町　大字○○　字△△　地番1234-1番地、1234-2番地

２　伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林	－	－	－	－	－	－	－
天然更新	ぼう芽更新、天然下種更新	令和９年12月21日～令和14年６月18日	クヌギ	2.20ha	7,000本		防護柵の設置
			その他広葉樹	1.10ha	別添のとおり		

複数の樹種を造林した場合は、樹種ごとに記載されているか。

３　備考

注意事項

１　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
２　森林の所在場所ごとに記載すること。
３　造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
４　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
５　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。
６　人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
７　天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
８　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

（別添の例１）

造林地の写真

（撮影日：令和〇年〇月〇日）

造林地全体の遠景
（数枚）

更新樹種の生育状況（高さや成立本数）がわかる近景
（代表的な更新樹種がわかる近接写真を含む）
（数枚）

（別添の例２）

更新状況チェックリスト

（確認日：令和〇年〇月〇日）

☑ 更新樹種の稚樹の樹高が周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。

☑ 更新樹種の稚樹の本数が半径〇ｍの円内に〇本以上生育している。

☑ 伐採跡地が全体的に更新されている。

☑

☑

7　伐採及び伐採後の造林の届出書の添付書類チェックリストの例

添付書類	具体例	
森林の位置図及び区域図	・国土地理院地図や森林計画図、空中写真等に森林の位置及び伐採区域の外縁を明示したもの	□
本人確認書類	【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・法人番号を記載した書類 ・法人の名称及び所在地を記載した書類 【法人でない団体の場合】 ・団体の規約 ・団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 【個人の場合】 ・住民票の写し ・個人番号カード（表面） ・運転免許証 ・国民年金手帳　等	□
他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類	・行政庁が発行した証明書、許認可証の写し ・申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類 ・申請前の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類	□
土地の登記事項証明書（準ずるものを含む）など、伐採後の造林をする権原を有することを証する書類 ※１	・土地の登記事項証明書 ・土地の売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・固定資産税納税通知書 ・伐採後の造林の受委託契約書 ・土地の賃借契約書　等	□
森林の土地の所有者でない場合は、森林を伐採する権原を有することを証する書類　※１	・立木の登記事項証明書 ・立木売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・伐採の同意書・承諾書 ・伐採の受委託契約書　等	□
隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類　※２	・境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類 ・隣接森林所有者の現地立会写真 ・隣接森林との境界に係る既存の資料の確認などの取組状況を説明した書類　等	□

市町村の長が必要と認める書類	・地元自治会、土地改良区、水利組合等の承諾書、協議書 ・伐採及び集材に係るチェックリスト ・搬出計画図 ・他法令に基づく届出等の手続き状況を説明する書類 など、地域の実情に応じて市町村の長が必要と認める書類	□

※１　林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、
・森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面
・伐採権原に関する状況を記載した書面
の添付も認められます。

※２　次のいずれかに該当することが確認できる書類が添付された場合は、隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類の添付の省略が認められます。
・届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
・地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合
・届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

８　立木の伐採等に係る法規制一覧表

区域の種類	規制法令の名称	規制対象となる行為	必要な許認可等
・保安林 ・保安施設地区	・森林法	・木竹の伐採 ・土地の形質の変更　等	知事の許可
・砂防指定地	・砂防法 （都道府県条例）	・木竹の伐採 ・土地の形状の変更　等	知事の許可
・ぼた山崩壊防止区域	・地すべり等防止法	・木竹の伐採 ・樹根の採取　等	知事の許可
・地すべり防止区域	・地すべり等防止法	・地下水を誘致する行為 ・のり切、切土　等	知事の許可
・急傾斜地崩壊危険区域	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・木竹の伐採 ・切土、盛土　等	知事の許可
・土砂災害計画区域のうち土砂災害特別警戒区域	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・特定開発行為	知事の許可
・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域	・宅地造成及び特定盛土等規制法（令和５年度施行予定）	・宅地造成 ・特定盛土 ・土石の堆積	知事の許可 （特定盛土等規制区域においては知事への届出）
・国立公園 （特別保護地区、第１種特別地域、第２種特別地域、第３種特別地域）	・自然公園法	・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 ・土地の形状の変更　等	環境大臣の許可
・国定公園 （特別保護地区、第１種特別地域、第２種特別地域、第３種特別地域）	・自然公園法	・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 ・土地の形状の変更　等	知事の許可
・都道府県立自然公園 （第１種特別地域、第２種特別地域、第３種特別地域）	・自然公園法 （都道府県条例）	・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採 ・土地の形状の変更　等	知事の許可
・原生自然環境保全地域	・自然環境保全法	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採　等	環境大臣の許可
・自然環境保全地域 （特別地区）	・自然環境保全法	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採　等	環境大臣の許可
・都道府県自然環境保全地域 （特別地区）	・自然環境保全法 （都道府県条例）	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採　等	知事の許可
・鳥獣保護区 （国指定特別保護地区、都道府県指定特別保護地区）	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	・工作物の新築、改築、増築 ・木竹の伐採　等	環境大臣の許可 （都道府県指定特別保護地区においては知事の許可）
・都市計画区風致地区	・都市計画法 （都道府県条例）	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採　等	知事の許可

・特別母樹林	・林業種苗法	・樹木の伐採	農林水産大臣の許可
・史跡名勝天然記念物	・文化財保護法	・史跡名勝天然記念物の現状変更　等	文化庁長官の許可
・特別緑地保全地区	・都市緑地法	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採　等	知事の許可
・生息地等保護区 （管理地区）	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採　等	環境大臣の許可
・漁業法に基づく制限林	・漁業法	・木竹若しくは土石の除去	知事の許可
・歴史的風土特別保存地区	・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採　等	知事の許可
・第一種歴史的風土保存地区 ・第二種歴史的風土保存地区	・明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法	・工作物の新築、改築、増築 ・土地の形質の変更 ・木竹の伐採　等	知事の許可

※ここに列挙した立木の伐採等に係る法規制は、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について（平成 12 年５月８日付け 12 林野計第 188 号林野庁長官通知）附録第５号の別表３で示しているものです。このほか、立木の伐採等に関して、自治体が定める条例等による許認可等が必要な場合があります。

※知事の許認可に係る権限については、市区町村に移譲している場合があります。

９　伐採及び集材に係るチェックリスト等の様式例

① 伐採及び集材に係るチェックリスト（例）

年　　月　　日

伐採する者：

森林の所在場所：

チェック項目	確認
（１）伐採の方法及び区域の設定 ①森林所有者に対し再造林の必要性を説明しその実施に向けた意識向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率の向上に努める。 ②伐採する区域の明確化を行う。 ③林地や生物多様性の保全に配慮した伐採・更新方法を採用する。保護樹帯や保残木を設定するとともに、架線や集材路を通過させる影響範囲を最小限にする。 ④伐採が大面積にならないよう、伐採区域の複数分割、帯状・群状伐採などにより、伐採を空間的・時間的に分散させる。	□
（２）林地保全に配慮した集材路[注1]・土場の配置・作設 ①森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、森林作業道作設指針[注2]）に規定する森林作業道として作設する。 ②集材路・土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。 ③地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。 ④土場の作設ではのり面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。 ⑤集材路・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。 ⑥集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑦ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑧集材路・土場は渓流から距離を置いて配置する。 ⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。 ⑩集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の０次谷や破砕帯等を通過する場合は、極力短くし、排水処理等を適切に実施する。 ⑪伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。 ⑫幅員が３ｍを超える集材路又は森林作業道を作設する場合は、その面積が１ha を超えない。 注１）集材路：立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設する仮施設（道）（森林整備のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。 注２）「森林作業道作設指針の制定について」（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）	□
（３）周辺環境への配慮 ①集材路・土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。 ②やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。	□

（４）生物多様性と景観への配慮 ①希少な野生生物の生育等を知った場合は、線形及び作業時期の変更等をする。 ②集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路・土場の配置とする。	□
（５）路面の保護と排水の処理 ①路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。 ②横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 ③安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。 ④渓流横断箇所は可能な限り原状復旧する。 ⑤洗い越し施工では、横断箇所で路面より低い通水面を設ける。 ⑥曲線部では上部入口手前で排水する。 ⑦開きょ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。 ⑧水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。	□
（６）切土・盛土 ①集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限とする。 ②切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。 ③ 切土高は1.5m程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。 ④切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は６分、岩石の場合は３分が標準の目安）。 ⑤盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。 ⑥盛土のり面勾配は概ね１割、やむを得ず盛土高が２ｍを超える場合は１割２分より緩くすることを目安とする。 ⑦地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。	□
（７）作業実行上の配慮 ①集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する。 ③伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。	□

（８）事業実施後の整理 ①枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用に努める。 ②枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理し、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。 ③表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。 ④天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げとならないようにする。 ⑤枝条等が出水時に渓流に流れ出たりしないよう、渓流沿い等に積み上げない。渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発したりすることがないように、適切な場所に整理する。 ⑥集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、横断溝等の排水処理を行う。 ⑦伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ⑧伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権原を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。	□

② 搬出計画図（例）

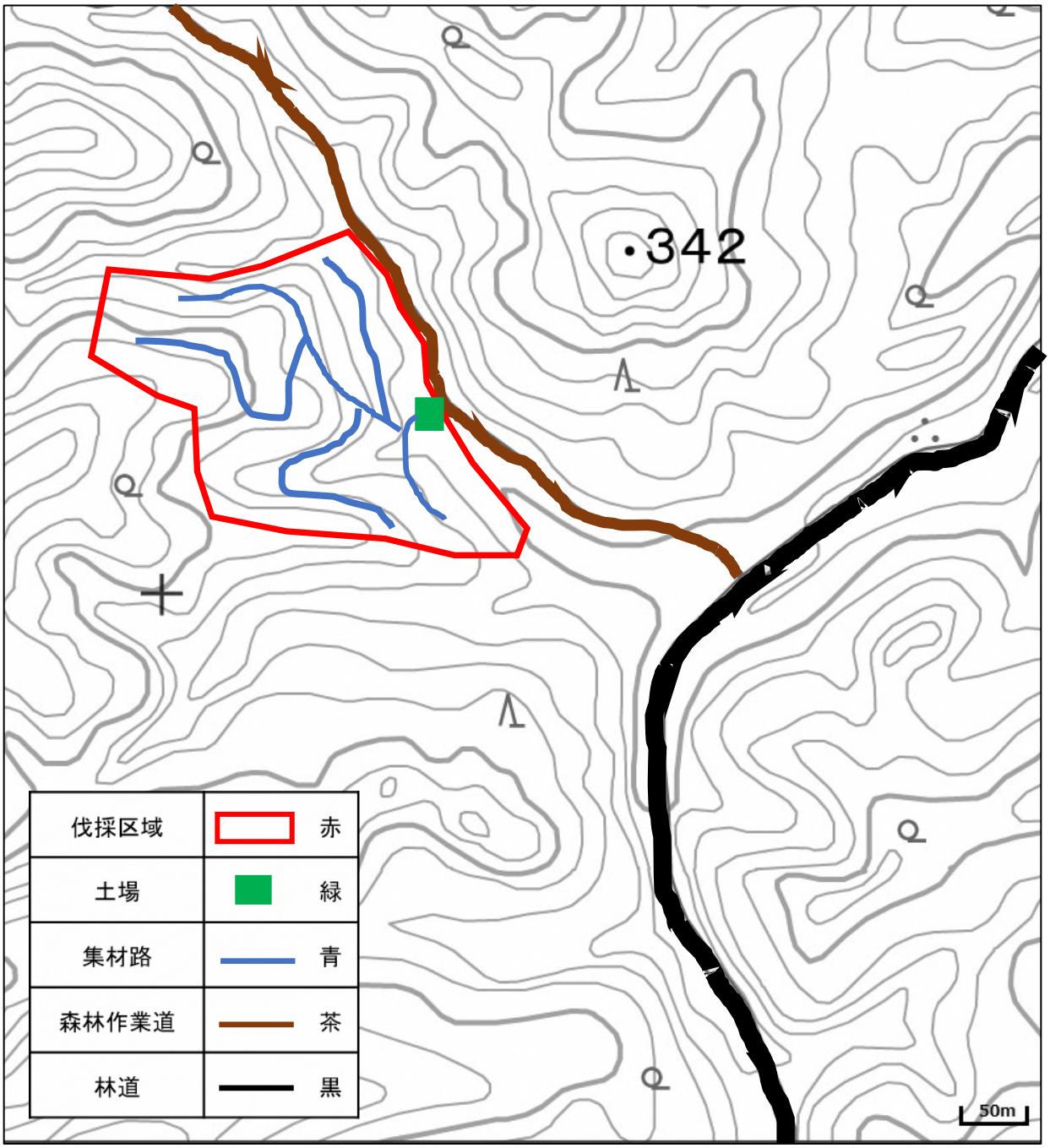

１０　森林経営計画に係る事後届出の事務処理等について（参考）

森林経営計画の認定森林所有者等が、認定を受けた森林経営計画に従って立木の伐採及び伐採後の造林を行う場合には、森林経営計画自体が伐採及び伐採後の造林を含む森林施業の包括的な届出と同じ効果を有することから、伐採及び伐採後の造林の届出の特例として二重手続排除の観点から事前届出を不要としています（法第10条の８第１項第５号）。

一方、その森林経営計画に従った施業が行われているかどうかを確認し、森林経営計画が求める森林資源の保続培養等が図られるようにするため、事後届出を要することとされています（法第15条）。

森林経営計画は、森林所有者及び森林の経営の委託を受けた者による自発的意思に基づく計画の作成及びその計画に従った計画的な森林の施業及び保護を期待する制度であり、認定森林所有者等に対する各種の優遇措置が講じられていることから、当該森林経営計画に則した森林施業の実施が求められます。

①　森林所有者等から、森林経営計画対象森林について事前届出がなされた場合は、
　ア　森林所有者等に対して、森林経営計画対象森林である旨を指導するとともに、
　イ　届出の内容が森林経営計画において定められている内容か否かを確認の上、
　ウ　森林経営計画において定められていない伐採及び伐採後の造林である場合は、事前に森林経営計画の変更を行うことが必要である旨、
　エ　また、森林経営計画において定められている伐採及び伐採後の造林であっても、法第 15 条の規定により事後届出を要する旨を指導します。

②　認定森林所有者等から、事後届出がなされた場合は、
　ア　届出の内容が森林経営計画に適合した内容か否かを確認の上、
　イ　万が一、適合していなければ、その旨を指導の上、認定森林所有者等に対して、森林経営計画の遵守を指導します。

なお、認定森林所有者等が指導に従わず、森林経営計画を遵守する意志が無いと認められる場合は、最終的に森林経営計画の認定取消しの処分を行うこととなりますが、認定の取消しは森林経営計画制度の実効性を確保するための最後的な措置であることから、その事態が発生しないよう事前の指導に十分に努めるとともに、認定の取消しにより森林経営計画の始期に遡って優遇措置（税制・造林補助制度等）が不適用となる旨を、あらかじめ認定森林所有者等に周知しておくことが必要です。また、森林経営計画の認定の取消しは、行政手続法（平成５年法律第88号）に規定する不利益処分となることから、同法の規定に従い、認定森林所有者等に対し十分な弁明の機会等を与えた上で判断することが必要です。

Ⅲ Ｑ＆Ａ

問１　伐採及び伐採後の造林の届出制度の目的は何ですか。

（答）

１　森林所有者等（森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者）が、地域森林計画の対象となっている森林の立木を伐採する場合、森林法第10条の８より、市町村長に対して事前に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出しなければならないこととされています。

２　この制度は、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるための適正な森林施業を確保する観点から、立木の伐採及び伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して行われるようその内容をあらかじめ把握し、必要に応じて指導、勧告、変更命令及び遵守命令を行うとともに、無届伐採を行った者に対して伐採の中止命令及び伐採後の造林命令を行うことを目的として設けられたものです。

３　このような趣旨から、市町村においては、様々な機会を利用し制度の周知を図り、届出の徹底を図る必要があります。

※ 森林所有者等は、所有森林が、私有財産であると同時に、多面的機能の発揮を通じて広く国民に裨益する公共財としての性格を有することに鑑み、各種の助成措置が講じられていることに留意する必要があります。

問２　伐採を行う者と当該伐採後の造林を行う（権原を有する）者（森林所有者）が異なる場合、伐採及び伐採後の造林の届出書は誰がどのように提出すればよいのですか。（共同して（連名で）提出させることとされている理由は何ですか。）

（答）

１　立木の使用収益権を取得した素材生産業者などが単独で伐採及び伐採後の造林の届出書を提出して立木を伐採した場合、伐採後の造林について森林所有者が関知しないままに届出書が提出されることも想定され、このようなケースでは伐採後の造林が適切に実施されず造林未済地発生の遠因ともなってしまいます。

２　このため、立木の伐採をする（権原を有する）者と伐採後の造林をする（権原を有する）者（主に森林所有者）とが異なる場合には、これらの者が共同して（連名で）届出書を提出する必要があります。

問３　立木買受者が、単独で「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出してきて、受け取るよう迫られたが、どのように扱えば良いのでしょうか。

（答）

１　伐採を行う（権原を有する）者と伐採後の造林をする（権原を有する）者とが異なる場合、伐採後の造林の計画が確実に実施されるよう両者が共同して（連名で）届出書を提出することが森林法施行規則第９条第２項により定められています。

２　このため、立木を伐採する者が単独で提出した届出書については、市町村の長はこの届出書を記載事項の不備として補正を指示すべきであり、補正が行われないまま立木が伐採された場合、無届伐採として法第208条第１号の罰則の対象となります。

問４　森林所有者が二転三転しているのですが、勧告や命令は可能ですか。

（答）

１　森林所有者等は、森林法第10条の７により市町村森林整備計画を遵守すべき旨が規

定されており、これを遵守していないと認められる場合には、これに従って施業すべき旨の勧告が可能です。

2　また、森林法第３条において、本法又は本法に基づく命令の規定によって行った処分、手続その他の行為が、その処分、手続その他の行為に係る当事者の交代によってもそのまま継続して、その承継人について効力を有することが規定されています。この場合、承継前にそれらの処分、手続その他の行為について瑕疵があれば、承継人がこの瑕疵による効果をそのまま引き継ぐことになります。

3　このため、森林法第10条の８第１項の届出書を提出した者の承継人が行った伐採に対して同法第10条の９第３項の遵守命令が可能となっています。

問５　変更命令及び伐採の中止命令を行う場合の、「市町村森林整備計画に定める施業の方法と著しく異なり森林の有する公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれがある場合」とはどのような場合か。

（答）

1　届出に係る森林の立地条件、地形条件及び自然条件等を勘案し、森林の有する公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれがあるか否かにつき、個別に判断すべき事項ですが、

2　伐採の方法について、

・　少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設けることなく皆伐を計画している（変更命令に限る。）、又は現に伐採しているような場合

・　林班が尾根や河川等の自然条件によって区分された小流域であることを踏まえ、林班の区域の全てを一斉に皆伐する計画をしている、又は現に伐採しているような場合

・　高齢級の森林において、明らかにうっ閉し得ないような伐採率による間伐の実施を計画しているような場合

3　造林の方法について、

・　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林において、伐採の規模、労働力の確保及び資金調達の状況等から見て、市町村森林整備計画に定める伐採跡地の人工造林をすべき期間内に植栽等を実行することが不可能であると認められるような造林を計画している場合

・　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林において、伐採の規模、前生樹の生育状況及び種子の供給源となる母樹の配置の状況等から見て、市町村森林整備計画に定める伐採跡地の天然更新をすべき期間内に天然更新することが見込まれず、かつ植栽等を実行することが不可能であると認められるような造林を計画している場合

等が考えられます。

なお、市町村の長は、不利益処分をしようとする場合は、行政手続法第12条第１項の規定により処分基準を定め、公にしておくよう努めなければなりませんが、「著しく異なる場合」の基準を明示することは困難であるため、必要に応じ、学識経験者による検討会又は審議会等に諮る等の方法により判断することが望ましいと考えます。

問６　伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告制度の目的は何ですか。

（答）

1　森林所有者等は、「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出して森林の伐採及び伐採後の造林を行ったときは、当該森林の状況について市町村長に報告しなければならないこととされています。
2　この制度は、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採、造林方法等に沿った適切な森林施業の実施を確保するため、当該届出書に係る伐採及び伐採後の造林が行われた森林の状況について、市町村が効率的かつ的確に把握できるようにすることを目的として設けられたものです。

問７　電子メールにより、伐採及び伐採後の造林の届出、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告を受け付けることはできますか。

（答）

各市町村の文書管理に関する規程に従った上で、森林所有者情報の確認や林地台帳への反映に係る事務の実態に合わせた方法により、電子メールでの届出を受け付けることが可能です。電子メールによる届出書の提出に当たっては、届出様式のファイル形式（Word、Excel、PDF など）は問いません。また、様式のファイルや提出先のアドレスをあらかじめ市町村のホームページに掲載しておくことも、作業の効率化において効果的です。

Ⅳ 参　考

①森林法（抄）

（昭和 26 年法律第 249 号）

（定義）

第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

２ この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

３ この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十条第一号 に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

（承継人に対する効力）

第三条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

（地域森林計画）

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

２　地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 その対象とする森林の区域

二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

四 造林面積その他造林に関する事項

五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

六 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項

十 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）

十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

３ 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

４ 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

５ 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

（市町村森林整備計画の遵守）

第十条の七 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、市町村森林整備計画に従つて森林の施業及び保護を実施することを旨としなければならない。

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第十条の八 森林所有者等（市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除く。以下この条において同じ。）は、地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定

により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

三 第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定（その変更につき第十条の十八において準用する第十条の十七第一項の規定による公告があったときは、その変更後のもの）に基づいて伐採する場合

四 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合

五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

六 第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合

七 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合

八 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合

九 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

十 除伐する場合

十一 その他農林水産省令で定める場合

２ 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

３ 第一項第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

（伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等）

第十条の九 市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

２ 前項の命令があつたときは、その命令があつた後に行われる立木の伐採については、同項の届出書の提出はなかつたものとみなす。

３ 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行つている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従つていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従つて伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

４ 市町村の長は、前条第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

一 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

二 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

三 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

四 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

（施業の勧告）

第十条の十 市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町村森林整備計画を遵守していない

と認める場合において、市町村森林整備計画の達成上必要があるとき（次項に規定する場合を除く。）は、当該森林所有者等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することができる。

（森林経営計画に係る森林の伐採等の届出）
第十五条 認定森林所有者等は、当該森林経営計画の対象とする森林につき当該森林経営計画において定められている立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならない

第二百八条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
一 第十条の八第一項の規定に違反し、届出書の提出をしないで立木を伐採した者
二 第十条の九第三項又は第四項の規定による命令に違反した者
三 第三十一条（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による禁止命令に違反し、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
四 第三十四条の二第一項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者
五 第三十四条の三第一項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採した者

第二百十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十条の八第二項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第十条の八項第三項又は第三十四条第九項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出書の提出をしない者
三 第三十四条第八項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、都道府県知事に届け出ない者

②森林法施行規則（抄）
（昭和 26 年農林省令第 54 号）

（伐採及び伐採後の造林の届出書の記載事項）
第八条　法第十条の八第一項 の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 伐採樹種
二 伐採の期間
三 集材の方法
四 伐採又は伐採後の造林を委託する場合にあつては、その委託先
五 伐採後の造林の方法別及び樹種別の造林面積
六 伐採後に植栽する樹種別の植栽本数
七 伐採後の造林に係る鳥獣害の防止の方法
八 伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあつては、その供されることとなる用途

（伐採及び伐採後の造林の届出）
第九条　法第十条の八第一項 の届出書は、伐採を開始する日前九十日から三十日までの間に提出しなければならない。
２ 前項の届出書は、伐採をする者と伐採後の造林をする者とが異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。
３　第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 届出の対象となる森林の位置図及び区域図
二 届出者（国、地方公共団体及び独立行政法人等登記令第一条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類
三 届出の対象となる森林の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
四 届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
五 届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類
六 届出者が届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類
七 前各号に掲げるもののほか、市町村の長が必要と認める書類
４ 前項第六号に掲げる書類については、次の各号のいずれかに該当する場合には、その添付を省略することができる。
一 届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
二 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合
三 届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

（法令により立木の伐採につき制限がある森林）
第十条　法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。
一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地に係る森林
二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区内の森林
三 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条の規定により除去を制限された立木に係る森林
四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物に係る森林及び同法第百二十八条第一項の規定により定められた史跡名勝天然記念物の保存のための地域内の森林
五 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項又は第七十三条第一項の規定により指定された特別地域内の森林
六 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第四条第一項の規定により指定されたぼた山崩壊

防止区域内の森林
七　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条第一項　の規定により指定された歴史的風土特別保存地区内の森林
八 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区として定められた地区内の森林
九　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項　の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の森林
十 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第四条第一項の規定により指定された特別母樹又は特別母樹林に係る森林
十一 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第一項又は第四十六条第一項の規定により指定された特別地区内の森林
十二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十二条の規定により定められた特別緑地保全地区内の森林
十三 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条第一項の規定により定められた第一種歴史的風土保存地区内の森林及び同項　の規定により定められた第二種歴史的風土保存地区内の森林
十四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第一項の規定により指定された管理地区内の森林

（果実の採取以外の用途）
第十一条 法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める用途は、樹液、樹皮又は葉の採取とする。

（果実の採取その他の用途に供される森林の指定）
第十二条 法第十条の八第一項第七号の申請は、申請書に図面を添え、市町村の長に提出してしなければならない。

（自家の生活の用に供すべき森林の指定）
第十三条 法第十条の八第一項第八号の農林水産省令で定める基準は、一森林所有者に対し同号の規定により指定する森林の面積が北海道にあつては二ヘクタール、都府県にあつては一ヘクタールを超えないこととする。
２　法第十条の八第一項第八号の申請及び同号の規定による指定については、前条の規定を準用する。

（伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合）
第十四条　法第十条の八第一項第十一号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。
一 国又は都道府県が法第四十一条第三項に規定する保安施設事業（第七十七条を除き、以下「保安施設事業」という。）、砂防法第一条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事を実施するため立木を伐採する場合
二 電気事業法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者が当該事業の用に供する電線路を同法第三十九条第一項の技術基準に適合するよう維持するため当該維持の支障となる立木を伐採する場合
三 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合
四 倒木、枯死木又は著しく損傷した立木を伐採する場合
五 道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を伐採する場合であって、その伐採の面積が著しく小さい場合
六 こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合

（伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告）
第十四条の二 法第十条の八第二項の報告は、伐採（間伐を除く。以下この条において同じ。）の終わつた日及び伐採後の造林の終わつた日からそれぞれ三十日以内に当該伐採の終わつた日及び当該伐採後の造林の終わつた日の状況を記載した報告書を提出してしなければならない。

（緊急伐採の届出）
第十五条　法第十条の八第三項の届出書は、伐採の終わつた日から三十日以内に提出しなければならない。

（森林経営計画に係る森林の伐採等の届出）
第四十四条　法第十五条の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 認定森林所有者等（法第十二条第一項に規定する認定森林所有者等をいう。以下同じ。）が当該森

林経営計画の対象とする森林につき立木の譲渡をした場合
二 認定森林所有者等以外の者が当該森林経営計画の対象とする森林につき立木の伐採又は造林をした場合
三 認定森林所有者等が当該森林経営計画の対象とする森林において作業路網の設置をした場合
２ 法第十五条の届出書は、当該立木の譲渡をした日又は当該立木の伐採若しくは造林若しくは当該作業路網の設置が終わつた日から三十日以内に提出しなければならない。

③行政手続法（抄）

（平成５年法律第 88 号）

（届出）
第三十七条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

④森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（抄）

（昭和 37 年７月２日農林省告示第 851 号）

４　規則第９条第１項の届出書の様式

伐採及び伐採後の造林の届出書

年　月　日

市町村長　殿

住　所
届出人　氏名　（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の８第１項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である（のうち）○○が所有する立木（又は長期受委託契約に基づき△△が所有する立木）を伐採するものです。

１　森林の所在場所

市 郡	町 村	大字	字	地番

２　伐採及び伐採後造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

３　備考

注意事項

１　伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。

２　伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。

３　伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

（別添）

伐 採 計 画 書

（伐採する者の住所・氏名）

1　伐採の計画

伐　採　面　積	ha（うち人工林　　ha、天然林　　ha）		
伐　採　方　法	主伐（皆伐・択伐）・間伐	伐採率	%
作 業 委 託 先			
伐　採　樹　種			
伐　　採　　齢			
伐 採 の 期 間			
集　材　方　法	集材路・架線・その他（　　）		
集 材 路 の 場 合 予定幅員・延長	幅員　　m　・　延長　　m		

2　備考

注意事項

1　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

2　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

3　伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

4　伐採の期間が１年を超える場合においては、年次別に記載すること。

（別添）

造 林 計 画 書

（造林をする者の住所・氏名）

1　伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積（A＋B＋C＋D）	ha
人工造林による面積（A＋B）	ha
植栽による面積（A）	ha
人工播種による面積（B）	ha
天然更新による面積（C＋D）	ha
ぼう芽更新による面積（C）	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他（　　）・なし
天然下種更新による面積（D）	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他（　　）・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林（植栽・人工播種）			ha	本		
天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新）						
5年後において適確な更新がなされない場合						

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

2　備考

注意事項

1　造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。

2　植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において

・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林　又は

・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林

として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。

3　造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

4　５年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から５年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。

5　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

6　伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後５年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

６の２　規則第14条の２の報告書の様式

伐採に係る森林の状況報告書

年　　月　　日

市町村長　殿

住　所
報告者　氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年　月　日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

1　森林の所在場所

市　　町 郡　　村	大字　　字　　地番

2　伐採の実施状況

伐採面積	ha（うち人工林　ha、天然林　ha）		
伐採方法	皆伐　・　択伐	伐採率	%
森林所有者（造林する者）の伐採跡地の確認の有無	有　・　無		
作業委託先			
伐採樹種			
伐採齢			
伐採の期間			
集材方法	集材路・架線・その他（　　）		
集材路の幅員・延長	幅員　　m　・　延長　　m		

3　備考

注意事項

1　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
2　森林の所在場所ごとに記載すること。
3　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。
4　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
5　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
6　伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

年　　月　　日

市町村長　殿

住　所
報告者　氏名　（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年　月　日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の８第２項の規定により報告します。

１　森林の所在場所

市　　町 郡　　村	大字	字	地番

２　伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林				ha	本		
天然更新				ha	本		

３　備考

注意事項

１　報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
２　森林の所在場所ごとに記載すること。
３　造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
４　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
５　面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。
６　人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
７　天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
８　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

7　規則第15条第１項の届出書の様式

緊急伐採届出書

年　　月　　日

市町村長　殿

住　所
届出人　氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

火災（風水害その他の非常災害）に際し，緊急の用に供する必要があり，次のとおり森林の立木を伐採したので，森林法第10条の８第３項の規定により届け出ます。

１　森林の所在　　市　　町　　大字　　字　　地番
　　郡　　村

２　伐採の日時
３　伐採の理由
４　伐採の方法及び面積

注意事項
　面積は，ヘクタールを単位とし，小数第２位まで記載し，第３位を四捨五入すること。

10　規則第44条第２項の森林経営計画に係る伐採等の届出書の様式

森林経営計画に係る伐採等の届出書

年　月　日

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）殿

住　所　　届出人　氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

認定番号第　　号をもつて認定された森林経営計画の対象となる森林につき下記のとおり伐採（造林、譲渡、作業路網の設置）をしたので、森林法第15条の規定により届け出ます。

記

所在場所				伐採					造林				譲渡						作業路網の設置			備考
都道府県	市郡・町村	字（大字）	地番	時期	主間伐別	伐採面積（ha）	樹種	伐採立木材積（m³）	時期	造林方法	植栽本数（本）	造林面積（ha）	時期	伐採の時期	伐採面積（ha）	樹種	林齢	伐採立木材積（m³）	時期	路線名	設置延長（m）	

注意事項
　１　２以上の都道府県にわたるものにあつては、都道府県ごとに別葉とすること。
　２　面積は、ヘクタールを単位とし、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。
　３　材積は、立方メートルを単位とし、小数第１位を四捨五入すること。

⑤伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について
（昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野計第 479 号林野庁長官通知）

一部改正
〔昭和51年３月31日付け51林野計第131号〕
〔昭和53年７月５日付け53林野政第702号〕
〔平成３年７月25日付け３林野計第295号〕
〔平成11年４月１日付け11林野企第 25号〕
〔平成14年４月26日付け14林野計第 ４号〕
〔平成17年４月11日付け17林政政第 ７号〕
〔平成18年３月17日付け17林整計第274号〕
〔平成19年３月30日付け18林整計第294号〕
〔平成20年８月８日付け20林整計第 79号〕
〔平成24年３月28日付け23林整計第315号〕
〔平成28年４月１日付け27林政政第758号〕
〔平成29年３月29日付け28林整計第368号〕
〔平成31年３月22日付け30林整計第1038号〕
〔令和３年９月30日付け３林整計第296号〕
〔令和４年12月20日付け４林整計第506号〕
〔令和８年３月13日付け７林整計第518号〕

今回、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）の一部が改正され、伐採の届出制の充実強化が図られたが、この制度の運用については、「森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律の施行について（開発行為の許可制及び伐採の届出制関係）」（昭和49年10月31日付け林野企第82号　農林事務次官依命通達）によるほか、下記事項に留意の上、遺憾のないようにされたい。
おって、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願いたい。

記

1　本制度の趣旨及び市町村森林整備計画の内容の周知

(1)　森林の立木の伐採及び伐採後の造林行為の実態を把握することは、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮するため適正な森林施業を確保し、併せて森林資源の賦存状況等を掌握する上からも重要なことであるので、市町村の長は、伐採及び伐採後の造林の届出並びに伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告制度の趣旨及び内容について森林所有者等に周知し、法の遵守が徹底されるよう制度を運用するものとする。

(2)　法第10条の８第１項第２号の規定により、法第10条の２第１項の規定による開発行為の許可を受けた者が当該許可に係る開発行為をするために立木を伐採する場合には、法第10条の８第１項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「届出書」という。）の提出は不要とされている。一方で、法第10条の２第１項の許可の対象とならない開発行為に係る立木の伐採は、法第10条の８第１項第２号の規定が適用されないため、原則として届出書の提出が必要となる。
なお、法第10条の２第１項の許可制度の対象とならず届出書に提出が必要となる開発行為は、次のとおりである。
①　同項の政令で定める規模以下の開発行為
②　次に掲げる場合に該当する開発行為
(ｱ) 国又は地方公共団体が開発行為を行う場合（同項第１号）
(ｲ) 農林水産省令で定める事業の施行として行う場合（同項第３号）

(3)　法第10条の８第２項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告書（以下「報告書」という。）は、届出書が提出され、伐採及び造林が終わった森林について提出する必要があるが、間伐のためその立木を伐採したものについては提出する必要はない。

(4)　適正な森林の立木の伐採及び伐採後の造林を確保するため、森林の施業勧告制度に加え、市町村森林整備計画に適合しない伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令並びに伐採及び伐採後の造林の届出が行われなかった場合の伐採の中止及び造林の命令等の制度が設けられていることに鑑み、市町村の長は、森林所有者等に市町村森林整備計画の内容を周知するとともに、その確実な運用に努めるものとする。

(5) 法第10条の８第１項本文の規定により、市町村がその区域内において伐採を行う場合の当該市町村による届出書の提出は不要としている。なお、この場合においても、(1)の制度の趣旨に照らし、市町村の林務部局において、森林の立木の伐採及び伐採後の造林行為の実態を把握する必要があることに変わりはないため、市町村の林務部局が他部局における伐採の状況を適時適切に把握できるよう、連絡調整を密接に行うものとする。

２　伐採及び伐採後の造林の届出書に添付する書類

届出書の提出に当たって、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）第９条第３項及び第４項の届出書に添付する書類に係る規定については次のとおりとする。なお、届出書を提出する者（以下「届出者」という。）が過去の届出書に添付した書類（市町村が行政文書の保存期間等を勘案し、期間を指定した場合は当該期間内の書類に限る。）と同一のもの添付する場合には、市町村の判断により、「○年○月○日付け届出書に添付した書類と同一」と記載した書面を添付することにより代替できるものとする。

(1) 規則第９条第３項第１号に規定する「森林の位置図及び区域図」については、届出の対象となる森林の位置を特定できる図面及び伐採する森林の区域の外縁を明示した図面とする。

(2) 規則第９条第３項第２号の「法人の登記事項証明書に準ずるもの」については、法人が実在することを証明するために必要な情報（法人番号、法人の名称及び所在地）を記載した書類又はその写しとする。

また、「これらに類するもの」については公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写しとする。

(3) 規則第９条第３項第３号に規定する「他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分」について、伐採後に森林以外の用途に供されることが届出書に記載されている場合には、当該用途への転用に係る行為に必要となる処分を含むものとする。

(4) 規則第９条第３項第３号に規定する「当該処分に係る申請の状況を記載した書類」については、次のとおりとする。

① 申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類

② 申請前の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類

また、「処分があったことを証する書類」については、当該処分を行った行政庁が発行した証明書又は許認可の写しとする。

(5) 市町村の長は、(4)②の書類の添付により届出者が許認可の申請等を行うことを把握した場合には、当該許認可の権限を市町村が有するときには市町村の関係部局に当該情報を共有するものとする。また、当該許認可の権限を国又は都道府県が有するときには都道府県の林務部局に当該情報を共有するものとし、情報の提供を受けた都道府県の林務部局は当該許認可の権限を有する都道府県の他部局や国の機関に当該情報を共有するものとする。

(6) 規則第９条第３項第４号の「土地の登記事項証明書に準ずるもの」については、届出者が届出の対象となる森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原を有することを証する書類とする。

(7) 規則第９条第３項第５号に規定する「当該森林を伐採する権原を有することを証する書類」については、届出者が届出の対象となる森林の立木の所有権又は伐採する権原を有することを証する書類とする。

(8) 規則第９条第３項第６号に規定する「届出者が届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類」については、届出の対象となる森林の伐採区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであるため、境界の確認に立ち会った者の氏名や境界の確認日時など境界の確認時の状況を記載した書類など境界の確認に関する取組状況を証する書類とする。

(9) 規則第９条第３項第７号の書類については、地域の実情に応じて、市町村が求める書類とする。

(10) 規則第９条第４項第１号に規定する「届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合」とは、路網の作設や施設の保守等のため線上又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって届出者が隣接する森林の土地から距離をおいて伐採することを明らかにした場合とする。

(11) 規則第９条第４項第２号に規定する「地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合」とは、明確な谷や尾根により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界を示す杭が存在している場合や、立木への標示や林相により境界が明らかな場合等とする。

(12) 規則第９条第４項第３号に規定する「届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合」とは、届出者が国、地方公共団体又は独立行政法人である場合や、伐採開始時までに隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行うことを明らかにした場合とする。

ただし、届出者が過去３年の間に市町村から立木の伐採に係る指導、勧告又は命令（以下「指導等」

という。）を受けている場合（３(9)により提供された情報により判明したものを含む）は、同条第４項第３号の規定に該当しないものとして、同条第３項第６号に規定する書類の添付の省略を認めないものとする。

３　伐採及び伐採後の造林の届出書を提出した者に対する指導等

(1)　市町村の長は、届出書の提出に当たっては、届出書の書式若しくは添付すべき書類に不備があり、又は記載すべき事項が記載されていないと認められるときは、当該届出書を提出した者に対して届出書を提出した者に補正を求めるものとする。また、その内容を検討し、提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画が市町村森林整備計画に適合していないと認められる場合には、十分指導を行い、必要に応じて法第10条の10の規定による施業の勧告を行うこと等によりその適正化に努めるとともに、必要に応じて法第10条の９第１項の規定による伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令を行うものとする。

(2)　市町村の長は、伐採後に森林以外の用途に供されることが届出書に記載されている場合にあっては、届出書の内容を確認し、別紙様式第１号の確認通知書により当該届出書を提出した者（当該者が連名の場合にあっては全ての者）に通知することができる。また、地域森林計画の対象森林の区域の変更が想定されるため、当該届出書の写しを送付すること等により都道府県林務担当部局に連絡するものとする。

(3)　市町村の長は、届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画が市町村森林整備計画に適合すると認められる場合は、その旨を別紙様式第２号の適合通知書により当該届出書を提出した者（当該者が連名の場合にあっては全ての者）に通知することができる。ただし、市町村森林整備計画が変更され、又は新たに樹立されることが確実であって、当該届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画が市町村森林整備計画に適合しなくなると見込まれる場合は、この限りでない。

(4)　(2)及び(3)の通知については、届出書を提出した者から申出があった場合に行う趣旨で設けたものであり、届出書の備考欄等への交付申請する旨の記載や別紙様式第３号による交付申請書の提出を求めることとする。なお、森林所有者に無断で届出書を提出する等の不適切な事案の発生防止にも有効であることから、市町村の長は、届出書を提出した者からの申出の有無にかかわらず当該通知の活用を図るものとする。

(5)　市町村の長は、市町村森林整備計画が変更され、又は新たに樹立されたことにより既に提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画が市町村森林整備計画に適合しなくなった場合には、変更され、又は新たに樹立された市町村森林整備計画に伐採及び伐採後の造林の計画が適合するように当該届出書を提出した者を指導するものとする。

(6)　伐採の計画については、適切な伐採を確保することを目的として記載させるものであることから、市町村の長は、市町村森林整備計画に適合した計画となるよう、届出者に対して指導すること。特に主伐時にあっては、立木の伐採や集材に当たり、土砂流出等の防止に十分配慮した計画となっているか確認すること。

　具体的には、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）に沿った作業内容であることを確認するため、指針の項目に即したチェックリストや搬出計画図を提出させること等により、林地保全等に配慮した伐採や集材を計画するよう指導するものとする。

　また、都道府県は、伐採や集材に関する指導が適切に行われるよう、市町村に対する積極的な支援に努めることとする。

(7)　伐採後の造林の計画については、伐採跡地の放置を防止し、その適切な更新を確保することを目的として記載させるものであることから、市町村の長は、市町村森林整備計画に従い、伐採跡地の確実な更新を図ることを旨として計画するよう指導するものとする。

　具体的には、人工林において少なくとも５ヘクタール以上の皆伐及び天然更新を計画した箇所については現地の状況を確認し、市町村森林整備計画において定める基準により植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として認められる場合には、市町村森林整備計画に定める伐採跡地の人工造林をすべき期間内の植栽を計画するよう指導するものとする。

　なお、当該森林以外の森林についても市町村森林整備計画に即して適切な造林の方法を選択して計画するよう指導するものとする。特に、市町村森林整備計画において木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林については、持続的な森林資源の利用を確保する観点から、原則、植栽による更新を計画するよう指導するものとする。また、届出書を提出した者による植栽が困難と認められる場合には、当該届出書に係る森林の所有者に対し、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第２項又は同法第44条第２項の規定により公表されている民間事業者等への経営委託や権利移転の斡旋等を行うよう努めるものとする。

(8)　届出者が立木を買い受けて伐採を行おうとする者である場合など、立木を伐採する権原を有するが、伐採後の造林に係る権原を有しない場合には、伐採後の造林の計画の実施が確実に担保されるよう、立木を伐採する権原を有する者が伐採の計画を、伐採後の造林に係る権原を有する者が伐採

後の造林の計画をそれぞれ作成の上、共同して届出書を提出するものとする。

(9) 市町村の長は、届出の対象となる森林の伐採区域の範囲を越えるなど無断伐採を行った者に対し、指導等を行った場合には、都道府県に対して当該指導等に関する情報を提供し、当該情報の提供を受けた都道府県は、その情報を管内市町村に提供するものとする。また、都道府県境を越えて広範囲に伐採を行う者により、こうした事案が発生している場合には、関係する都道府県の間において、指導等に関する情報の共有に努めるものとする。

(10) 市町村の長は、届出書が提出された後に、立木を伐採する権原を有する者又は伐採後の造林に係る権原を有する者の変更があった場合、新たに立木を伐採する権原を有する者又は伐採後の造林に係る権原を有する者となった者に対し、その旨を市町村の長に対し報告するよう、協力を求めるものとする。

4 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告書の提出者に対する指導等

(1) 規則第14条の２に規定する「伐採の終わつた日」及び「伐採後の造林の終わつた日」とは、それぞれ届出書に記載された伐採の計画に従った伐採（間伐を除く。）を完了した日及び伐採後の造林の計画に従った造林を完了した日とする。

(2) 市町村の長は、届出書に記載された伐採（間伐を除く。）及び造林の期間の末日からそれぞれ30日以内に報告書の提出がない場合には、当該届出書を提出した者に対して、報告書を提出すべき旨を連絡するものとする。この場合において、報告書を提出すべき期間の末日までに造林が完了していないときは、当該期間を経過した場合であっても届出書に記載された造林の方法に従って造林を行うべき旨について(4)の指導等を行い、造林が完了次第速やかに報告書を提出するよう指導するものとする。

(3) 市町村の長は、報告書の提出があった場合において、報告書の書式若しくは添付すべき書類に不備があるとき、又は記載すべき事項が記載されていないと認められるときは、当該報告書を提出した者に補正を求めるものとする。

(4) 市町村の長は、提出された報告書に記載された事項の内容が、当該森林に係る届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従っていないと認められる場合には、当該報告書を提出した者に対して十分指導を行い、必要に応じて法第10条の10の規定による施業の勧告を行うこと等により伐採及び伐採後の造林の適正化に努めるとともに、必要に応じて法第10条の９第３項の規定による伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令を行うものとする。

(5) 市町村の長は、提出された報告書に記載された事項の内容について、現地調査その他の方法により確認に努めるものとする。また、当該報告書を基にした地域森林計画の対象森林の区域及び森林簿等の情報の変更が想定されるため、当該報告書の写しを送付すること等により都道府県林務担当部局に連絡するものとする。なお、市町村がその区域内で伐採を行う場合等、届出書及び報告書が提出されずに行われる立木の伐採等については、市町村の長は、当該伐採等に関する情報を都道府県林務担当部局に提供するものとする。

(6) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成８年法律第47号。以下「木安法」という。）第７条の規定により読み替えられた法第10条の８第２項の規定により報告書が提出される場合には、(1)、(2)及び(4)中「届出書」とあるのは「木安法第５条第２項に規定する認定事業計画」と、(4)中「適正化に努めるとともに、必要に応じて法第10条の９第３項の規定による伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令を行う」とあるのは「適正化に努める」と読み替えて適用する。

(7) 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和６年法律第18号。以下「地域生物多様性増進法」という。）第20条第１項の規定により読み替えられた法第10条の８第２項の規定により報告書が提出される場合には、(1)、(2)及び(4)中「届出書」とあるのは「地域生物多様性増進法第10条第３項に規定する認定増進活動実施計画」と、(4)中「適正化に努めるとともに、必要に応じて法第10条の９第３項の規定による伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令を行う」とあるのは「適正化に努める」と読み替えて適用する。

5 伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令

法第10条の９第１項の規定による市町村の長による伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令は、次により行うものとする。

(1) 変更命令に当たっての留意事項

ア 変更命令を行おうとする場合には、必要に応じ現地調査を行うなど命令すべき事項について十分検討を行うものとする。

イ 変更命令は、事前の指導又は勧告を行ってもなお適正な伐採及び伐採後の造林の計画に変更されない場合に行うものとする。なお、変更命令があった後に行われる立木の伐採は、法第10条の９第２項の規定により届出書の提出がなかったものとみなされるため、届出書に記載された伐採の期間の始期までに変更命令及び当該命令に対する弁明の機会の付与の手続を行い予定される命令の内容を通知することが望ましい。

ウ　変更命令のなされた伐採及び伐採後の造林の計画については、命令した事項を適正に変更したうえで改めて届出書を提出するよう指導するものとする。

(2)　変更命令を行う場合

変更命令は、届出書に記載された伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間又は樹種等に関する計画事項が市町村森林整備計画に定める次の事項に適合しないと認められる場合のほか、市町村森林整備計画に定める施業の方法と著しく異なり森林の有する公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれがある場合に変更すべき点とその理由を具体的に明示して行うものとし、その際、市町村森林整備計画に適合させるための方策を教示するなど市町村森林整備計画に即した伐採及び伐採後の造林が行われるよう指導に努めるものとする。ただし、市町村森林整備計画の達成上必要がないと認められる場合はこの限りでない。

ア　公益的機能別施業森林のうち特に公益的機能の発揮が求められており伐採の方法を定める必要のある森林として定められる次に掲げる森林のうち択伐による複層林施業を推進すべきものの区域における施業の方法

(ｱ)　人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林

(ｲ)　生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林

(ｳ)　自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林

イ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林にあっては、人工造林の対象樹種、人工造林の標準的な方法及び伐採跡地の人工造林をすべき期間

ウ イに掲げる森林以外の森林にあっては、届出書に記載された伐採後の造林の方法が人工造林である場合にあってはイに掲げる事項、当該造林の方法が天然更新である場合にあっては天然更新の対象樹種、天然更新の標準的な方法及び伐採跡地の天然更新をすべき期間

(3)　変更命令書の様式

変更命令書の様式は、別紙様式第４号によるものとする。

(4)　その他の事項

ア　公益的機能別施業森林においては、(2)のア以外の場合であっても当該公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に沿うよう適切に指導を行う必要がある。

イ 市町村の長は、変更命令を行う場合は、次の教示文を変更命令書の末尾に記載するものとする。

『〔教示〕この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、○○市（町村）長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、○○市（町村）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。』

6　伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令

法第10条の９第３項の規定による市町村の長による伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令は、次により行うものとする。

(1)　伐採及び伐採後の造林の計画に従った伐採及び伐採後の造林の指導等

市町村の長は、届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従った伐採及び伐採後の造林が行われるよう十分指導するとともに、必要に応じて法第10条の10の規定による施業の勧告を行うこと等により伐採及び伐採後の造林の適正化に努めるものとする。

(2)　伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令

ア　遵守命令に当たっての留意事項

(ｱ)　遵守命令を行う場合には、あらかじめ現地調査を行い命令すべき事項について十分な検討を行うものとする。

(ｲ)　遵守命令は、事前の指導又は勧告を行ってもなお届出書に記載された伐採及び伐採後の造林が行われない場合に行うものとする。(ｳ)　遵守命令のなされた伐採及び伐採後の造林については、命令した事項が十分遵守されるよう指導監督するものとする。なお、必要に応じて告発の手続を行うものとする。

(ｳ)　遵守命令のなされた伐採及び伐採後の造林については、命令した事項が十分遵守されるよう指導するものとする。なお、必要に応じて告発の手続を行うものとする。

イ　遵守命令を行う場合

遵守命令は、実際に行われている伐採及び伐採後の造林が、届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従っておらず次のいずれかに該当する場合に、届出書と異なっている事項を明示して行うものとする。

(ｱ)　実際に行われている伐採の方法が、届出書に記載された主伐、間伐の別及び皆伐、択伐の別と異なっている場合

(ｲ)　実際に行われている伐採に係る伐採率が、届出書に記載された伐採率を上回っている場合

(ｳ)　届出書に記載された造林の期間が経過しても、届出書に記載された造林の方法に従って造林が行われていない場合（主伐を行わなかった場合を除く。）

(ｴ)　実際に行われている造林の樹種が、届出書に記載された造林の樹種と異なっており、市町村森林整備計画に定める人工造林及び天然更新の対象樹種に含まれない場合

(ｵ)　実際に行われている樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数が、届出書に記載された樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を下回っている場合（主伐を行わなかった場合又は主伐をした森林の面積が届出書に記載された伐採面積を下回ったことによる場合を除く。）

(3)　遵守命令書の様式

遵守命令書の様式は、別紙様式第５号によるものとする。

(4)　その他の事項

市町村の長は、遵守命令を行う場合は、５の(4)のイと同様の教示文を遵守命令書の末尾に記載するものとする。

7　伐採及び伐採後の造林の届出が行われなかった場合の伐採の中止命令及び伐採後の造林命令

法第10条の９第４項の規定による市町村の長による伐採及び伐採後の造林の届出が行われなかった場合の伐採の中止命令及び伐採後の造林命令は、次により行うものとする。

(1)　伐採及び伐採後の造林の届出が行われなかった場合の伐採の中止及び伐採後の造林の指導等

ア 市町村の長は、届出書を提出しないで立木の伐採が行われていることを知ったときは、伐採行為中の場合にあっては直ちに伐採を中止するよう指導し、伐採が終了している場合にあっては市町村森林整備計画に定める人工造林又は天然更新をすべき期間内に適正な造林が行われるよう指導するものとする。なお、必要に応じて告発の手続を行うものとする。

イ 市町村の長は、アの伐採の中止又は伐採後の造林について十分指導するとともに、必要に応じて法第10条の10の規定による施業の勧告を行うこと等により伐採及び伐採後の造林の適正化に努めるものとする。

(2)　伐採の中止命令

ア　中止命令に当たっての留意事項

(ｱ)　中止命令を行う場合には、あらかじめ現地調査を行い十分な検討を行うものとする。

(ｲ)　中止命令は、事前の指導又は勧告を行ってもなお伐採が中止されない場合に行うものとする。

(ｳ)　中止命令のなされた伐採については、命令した事項が十分遵守されるよう指導するとともに、なお命令に従わない場合には必要に応じて告発の手続を行うものとする。

イ　中止命令を行う場合

中止命令は、届出書の提出義務のある者が届出書を提出しないで立木を伐採した場合であって、伐採跡地が、伐採の方法にかかわらず次のいずれかに該当する場合に、伐採の中止を命ずる区域として当該伐採跡地を含む林班を超えない区域を明示して行うものとする。

(ｱ)　伐採跡地が市町村森林整備計画において択伐による複層林施業を推進すべき森林として定められており、引き続き伐採をしたならば法第10条の９第４項各号のいずれかに該当すると認められる場合

(ｲ)　(ｱ)に掲げる場合のほか、伐採跡地において行われた立木の伐採が市町村森林整備計画に定める施業の方法と著しく異なり、引き続き伐採をしたならば法第10条の９第４項各号のいずれかに該当すると認められる場合

(3)　伐採後の造林命令

ア　造林命令に当たっての留意事項

(ｱ)　造林命令を行う場合には、あらかじめ現地調査を行い命令すべき事項につき十分な検討を行うものとする。

(ｲ)　造林命令は、事前の指導又は勧告を行ってもなお適正な伐採後の造林が行われない場合に行うものとする。

(ｳ)　造林命令のなされた伐採後の造林については、命令した事項が十分遵守されるよう指導するとともに、なお命令に従わない場合には必要に応じて告発及び行政代執行の手続を行うものとする。

イ　造林命令を行う場合

造林命令は、届出書の提出義務のある者が届出書を提出しないで立木を伐採した場合であって、伐採跡地において伐採後の造林をしておらず、現に法第10条の９第４項各号のいずれかの事態が発生している場合又は引き続き造林をしないときには同項各号のいずれかの事態の発生のおそれがあると認められる場合に、造林すべき期間及び方法を明示して行うものとする。

具体的には、雨滴侵食又は地表流による表土の流亡が認められるかどうか、居住地域等に隣接する伐採跡地であるかどうか等につき審査することにより行うものとする。

なお、同項各号に掲げる事態の発生の有無を判断するに当たって必要となる当該森林の有する機能の判断については、森林の機能別調査実施要領（昭和52年１月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）による機能の評価区分のうち、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能/土壌保全機能」又は「快適環境形成機能」の判定区分が「H」であること等を参考とされたい。

ウ　造林すべき期間及び方法

(ｱ)　市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林の伐採跡地

造林すべき期間は、２年（伐採跡地において択伐（伐採率が10分の４を超えないものに限る。）により伐採した場合にあっては５年）を超えない期間を定め、当該伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して当該期間を経過した日までとする。

造林の方法は、市町村森林整備計画において法第10条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準として定められている人工造林の対象樹種について、規則付録第一の算式により算出される植栽本数を超えない範囲で定めるものとする。

(ｲ)　市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地

造林すべき期間は、７年を超えない期間を定め、当該伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して当該期間を経過した日までとする。

造林の方法は、市町村森林整備計画において法第10条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準として定められている人工造林の対象樹種又は天然更新の対象樹種について、同基準に定められている生育し得る最大の立木の本数に10分の３を乗じて得た本数の総和（当該本数が、伐採跡地の面積（ヘクタールで表した面積をいう。）の値に３千を乗じて得た値を超える場合にあっては、その乗じて得た値に相当する本数）を超えない範囲で定めるものとする。

(4)　伐採の中止及び伐採後の造林命令書の様式

ア　伐採の中止命令書の様式は、別紙様式第６号によるものとする。

イ　伐採後の造林命令書の様式は、別紙様式第７号によるものとする。

(5)　その他の事項

市町村の長は、中止命令及び造林命令を行う場合は、５の(4)のイと同様の教示文を中止命令書及び造林命令書の末尾に記載するものとする。

８　命令の記録

市町村の長は、法第10条の９第１項、第３項及び第４項の規定による変更、遵守、伐採の中止又は造林命令を行った場合には、命令した事項を別紙様式第８号により記録するものとする。

別紙様式第１号

伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書

年　　月　　日

殿

○○市町村長

年　月　日に提出のあった伐採後に森林以外の用途に供されることが記載された伐採及び伐採後の造林の届出書について、下記の内容を確認したので通知する。

記

森林の所在場所：○○市（町村）大字○○字○○地番
伐　採　面　積：　　ha
伐　採　方　法：主伐（皆伐）
伐 採 の 期 間：
伐　採　樹　種：
伐　　採　　齢：
集　材　方　法：集材路、架線、その他（　）

別紙様式第２号

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

年　　月　　日

殿

○○市町村長

年　月　日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された下記の伐採及び伐採後の造林の計画は、市町村森林整備計画に適合すると認められるので、通知する。

記

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所：○○市（町村）大字○○字○○地番
伐　採　面　積：　　ha
伐　採　方　法：主伐（皆伐・択伐）・間伐　　伐採率（%）
伐 採 の 期 間：
伐　採　樹　種：
伐　　採　　齢：
集　材　方　法：集材路、架線、その他（　）
造 林 の 方 法：人工造林（植栽・人工播種）
天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新）
樹種、本数
造 林 の 面 積：
造 林 の 期 間：
鳥 獣 害 対 策：

別紙様式第３号

確認通知書・適合通知書交付申請書

年　　月　　日

市町村長　殿

住所
申請者　氏名　法人にあっては名称
及び代表者氏名

下記により提出した伐採及び伐採後の造林の届出書について、〔確認通知書・適合通知書〕の交付を申請します。

記

1　届出年月日

年　　月　　日

2　届出を行った森林の所在

3　交付申請理由

別紙様式第４号
森林法第10条の９第１項の規定に係る伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令書

伐採及び伐採後の造林の計画の変更に関する命令書

年　　月　　日

殿

○○市町村長

年　月　日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画のうち下記事項については市町村森林整備計画に適合しないと認められるので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の９第１項の規定に基づき、伐採及び伐採後の造林の計画を変更するよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所				命令の内容	その他必要な事項
市町村	大　字	字	地　番		

〔教示〕この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、○○市（町村）長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、○○市（町村）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注）１　命令の内容欄には、市町村森林整備計画に適合しない内容について変更すべき点とその理由を具体的に記載すること。
２　その他必要な事項欄には、伐採及び伐採後の造林の計画を変更するのに必要な指導事項を具体的に記載すること。

別紙様式第５号
森林法第10条の９第３項の規定に係る伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令書

伐採及び伐採後の造林の計画の遵守に関する命令書

年　　月　　日

殿

○○市町村長

　　年　　月　　日現在貴殿が行っている下記の森林における［伐採／伐採後の造林］は、　　年　　月　　日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従っていないと認められるので、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の９第３項の規定により、貴殿の提出した届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従って［伐採／伐採後の造林］を行うよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所				命令の内容	その他必要な事項
市町村	大　字	字	地　番		

〔教示〕この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、○○市（町村）長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

　また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、○○市（町村）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注）１　［伐採／伐採後の造林］は、該当するものを選択すること。
　　２　命令の内容欄には、提出のあった伐採及び伐採後の造林の計画に従っていない内容について具体的に記載すること。
　　３　その他必要な事項欄には、提出のあった伐採及び伐採後の造林の計画に従った伐採及び伐採後の造林を行うために必要な指導事項を具体的に記載すること。

別紙様式第６号
森林法第10条の９第４項の規定に係る伐採の中止命令書

伐採の中止命令書

年　　月　　日

殿

○○市町村長

貴殿が行った下記の森林における立木の伐採は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の８第１項の規定に違反し、引き続き伐採をすることは認められないので、同法第10条の９第４項の規定に基づき、下記の森林について伐採を中止するよう命令する。

記

１　立木を伐採した森林の所在場所
　○○県○○郡○○村大字○○字○○××番地

２　命令に係る森林の所在場所等

命令に係る森林の所在場所					その他必要な事項
市町村	大　字	字	地　番	林小班	

〔教示〕この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、○○市（町村）長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
　また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、○○市（町村）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注）　その他必要な事項欄には、適正な伐採を行うために必要な指導事項を具体的に記載すること。

別紙様式第７号
森林法第10条の９第４項の規定に係る伐採後の造林命令書

伐採後の造林命令書

年　　月　　日

殿

○○市町村長

貴殿が行った下記の森林における立木の伐採は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の８第１項の規定に違反し、伐採後の造林をすることが必要と認められるため、同法第10条の９第４項の規定に基づき、伐採後の造林をするよう命令する。

記

命令に係る森林の所在場所				命令の内容	その他必要な事項
市町村	大　字	字	地　番		

〔教示〕この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、○○市（町村）長に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
　また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、○○市（町村）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注）１　命令の内容欄には、伐採後の造林を命ずる伐採跡地について、造林の期間、植栽本数及び樹種を具体的に記載すること。
　また、伐採後の造林を命ずる伐採跡地が、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外の伐採跡地にあっては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日（以下「基準日」という。）から起算して５年を経過した日までに、命令に係る植栽本数及び樹種による更新が認められない場合は、基準日から起算して７年を経過した日までに命令に係る植栽本数に満たない本数を植栽する旨を併せて記載すること。
２　その他必要な事項欄には、適正な伐採後の造林を行うために必要な指導事項を具体的に記載すること。

別紙様式第８号

命令記録簿

(1) 法第10条の９第１項の変更命令に係る記録簿

整理番号	命令の年月日	森林所有者等		森林の所在						命令の内容	備考
		住所	氏名又は名称	市町村	大字	字	地番	森林計画区	林小班		

(2) 法第10条の９第３項の遵守命令に係る記録簿

整理番号	命令の年月日	森林所有者等		森林の所在						命令の内容	備考
		住所	氏名又は名称	市町村	大字	字	地番	森林計画区	林小班		

(3) 法第10条の９第４項の伐採の中止命令に係る記録簿

整理番号	命令の年月日	命令を受けた者		命令に係る森林の所在						備考
		住所	氏名又は名称	市町村	大字	字	地番	森林計画区	林小班	

(4) 法第10条の９第４項の造林命令に係る記録簿

整理番号	命令の年月日	命令を受けた者		森林の所在						命令の内容	備考
		住所	氏名又は名称	市町村	大字	字	地番	森林計画区	林小班		

⑥伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用上の留意事項について
（平成 24 年３月 28 日付け 23 林整計第 354 号林野庁計画課長通知）

森林法第10条の８に規定する伐採及び伐採後の造林の届出制度の運用については、「伐採及び伐採後の造林の届出制の運用について」（昭和49年10月31日付け49林野計第479号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）によるほか、下記事項に留意の上、円滑かつ適切に運用されるよう御配慮をお願いする。

なお、「造林未済地現況調査について」（平成15年５月８日付け15林整計第12号林野庁計画課長通知）、「伐採跡地の適確な更新を確保するための行動計画の作成等について」（平成16年７月28日付け16林整計第196号林野庁計画課長・整備課長通知）、「森林計画制度及び保安林制度の適正な運用について」（平成19年９月14日付け19林整計第127号林野庁計画課長・治山課長通知）、「伐採及び伐採後の造林の届出制度の適切な運用について」（平成22年５月20日付け22林整計第45号林野庁計画課長・治山課長通知）は廃止する。

また、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしくお願いする。

記

第１　伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の適正な運用

(1)　市町村に伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「届出書」という。）の提出があった際には、林地台帳や森林簿等自ら把握している情報のほか、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）第９条第３項に規定する届出書の添付書類等を活用し、届出書を提出した者が森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）で規定する森林所有者等（市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除く。以下同じ。）であること、伐採及び伐採後の造林の計画が市町村森林整備計画に定める施業の方法に適合していること等について確認を行うとともに、地域森林計画書森林簿等により、伐採及び伐採後の造林の届出の対象森林の区域が法令により施業の制限を受けているか否かについて確認を行うものとする。

なお、森林簿の作成と保安林の指定、解除などはその時期が必ずしも一致しないため、森林簿の内容が最新のものではないことも想定されることから、日頃より関係行政機関間の密接な連携に努めるとともに、無届伐採、無許可伐採などの違法行為が行われることのないよう、森林所有者等に対し、伐採及び伐採後の造林の届出制度や保安林制度等の周知・徹底を図るものとする。

(2)　規則第９条第３項及び第４項の届出書に添付する書類に係る規定の取扱いは次のとおりとする。

ア　規則第９条第３項第１号に規定する「森林の位置図及び区域図」については、森林の区域図により森林の位置を特定できる場合には、位置図と区域図を兼ねることができるものとする。

なお、森林の区域図について、区域の実測は要しない。

イ　規則第９条第３項第２号の書類については、伐採をする者と伐採後の造林をする者が連名で届出書を提出する場合には、それぞれの者が添付するものとする。

ウ　規則第９条第３項第３号の書類が添付された場合において、当該処分に係る申請の状況が申請中又は申請前のときには、届出書の伐採の期間の欄に「許認可のあった日以後」と記載するよう指導するものとする。

エ　市町村は、規則第９条第３項第３号の書類が添付されない場合において、森林簿の「森林の種類」を参照するほか、必要に応じて他の行政庁から届出対象の森林の法規制の情報を入手し、伐採に関し他の行政庁の処分が必要なときには、届出書を提出した者に対して、必要な手続を行うよう指導するものとする。

オ　規則第９条第３項第４号の書類により確認できる森林の土地の所有者情報と、林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者が異なる場合には、森林の土地の所有者が変更となった経緯が分かる資料の提出を求め、現在の森林の土地の所有者を確認するものとする。

カ　届出書を提出した者と林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者が同一の者である場合には、規則第９条第３項第４号の書類として「森林法施行規則第９条第３項第４号の書類は○○○○（例：林地台帳、森林の土地の所有者届出書）のとおり」と記載したものを添付させることができるものとする。

キ　規則第９条第３項第４号及び第５号の書類について、口頭契約で森林の土地の売買契約が締結されたため書類が存在しない場合や、累次に渡り締結している売買契約等のため、林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合は、森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面若しくは伐採権原に関する状況を記載した書面（添付可能な契約書等について全て添付したもの）を添付させるものとする。

ク　規則第９条第３項第６号の書類について、隣接する森林の土地の所有者と連絡がつかない場

合など特別な事情がある場合には、その状況と伐採区域を判断した根拠を記載した書面を添付させるものとする。

ケ　規則第９条第３項第７号の書類について、市町村が条例、規則等に具体的に規定するものとする。

コ　規則第９条第３項第１号から第７号までの書類が添付されなかったときには、届出書の形式的な要件を満たしていないことから、当該届出書の提出によっては法第10条の８条第１項に基づく義務が履行されていないものと運用して差し支えない。

(3)　市町村の長は、地域における不適切な事案の発生状況等に応じて、全ての届出について、届出書を提出した者（当該者が連名の場合にあっては全ての者）に対する長官通知３の(2)又は(3)の通知を行うものとする。

(4)　長官通知１の(2)の「国又は地方公共団体」について、以下に掲げる独立行政法人等は、「開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて」（平成14年３月29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官依命通知）別紙の第１の４の(1)により、国又は地方公共団体とみなされ、法第10条の２第１項の許可制は適用されないため、届出書の提出が必要であることに留意するものとする。

ア　独立行政法人都市再生機構

独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「機構法」という。）附則第12条第１項第１号又は第２号の業務（同号の業務にあっては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）第３条の規定による改正前の機構法第11条第２項第１号又は第２号の業務に限る。）として行う場合に限る。

イ　国立研究開発法人森林研究・整備機構

ウ　独立行政法人水資源機構

エ　地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社

(5)　長官通知３の(2)の、伐採後に森林以外の用途に供されることが届出書に記載されている場合は、原則としてその用途への転用が完了したときをもって地域森林計画の対象森林から除外するものとする。なお、長官通知１の(2)のとおり、国又は地方公共団体が開発行為を行う場合、法第10条の８第１項第２号が適用されないため、当該開発行為をするために立木を伐採するときは原則として届出書を提出する必要があるが、当該地方公共団体が市町村の場合には、法第10条の８第１項本文の規定により、届出書の提出も不要とされている。この際、市町村が開発行為を行う場合においても、開発行為に伴う転用が完了したときに適切にその対象森林を地域森林計画の対象森林から除外できるよう、林務部局と開発行為を行う部局（土木部局等）との間で連絡調整を密に行うとともに、市町村から都道府県に対して当該開発行為に関する情報を提供するものとする。

(6)　伐採が行われているにもかかわらず当該伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して５年を経過した日において当該用途に供されていない場合は、当該経過日から２年以内（当該伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して７年以内）に森林に復旧するよう造林の指導をするとともに、法第10条の８第２項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況についての報告書（以下「報告書」という。）の提出を求め、必要に応じて法第10条の９第３項の規定による伐採及び伐採後の造林の計画の遵守命令を行う等により伐採跡地の造林の適正化に努めるものとする。

(7)　市町村が報告書の提出を受けた際には、報告書を提出した者が届出書を提出した者と同一であること（ただし、届出書が提出された後に相続、売買等を原因として届出書に係る森林について新たに森林所有者等となった者がいる場合には、報告書を提出した者が当該新たに森林所有者等となった者と同一であること。また、届出書において伐採をする者と造林をする者とが異なる場合には、報告書を提出した者が少なくとも当該造林をする者を含むこと。）、伐採及び伐採後の造林の実施状況が届出書に記載された伐採及び伐採後の造林の計画に従ったものであること等について確認を行うものとする。

(8)　長官通知４の(2)の「造林の期間の末日」とは、造林の方法が天然更新のときは、届出書に記載する「５年後に適確な更新がなされない場合」に係る造林の期間の末日を含むものとする。

第２　無届伐採後の造林命令に係る留意事項

１　関係施策との調整等

市町村の長が、法第10条の９第４項第２号及び第３号に規定する事態の発生を防止するために、造林命令を行おうとするときは、市町村林務担当部局は河川管理者と事前に十分な時間的余裕をもって調整を行うものとする。

２　市町村の長の造林命令

(1)　法第10条の９第４項第１号に規定する「土砂の流出又は崩壊その他の災害」は、造林が行われないことにより発生するおそれがあるものに限られ、

ア　造林が行われることのみにより防止し得るもの

イ 造林の実施如何にかかわらず発生するおそれがあるもの（土石流、泥流、地すべり、がけ崩れ、

雪崩及びこれらに伴う洪水により生ずる災害を含む。）
は含まれないことに留意するものとする。

(2) 法第10条の９第４項第２号において、「水害の防止の機能に依存する地域」とは当該森林の下流の河川においてピーク流量が増加することにより当該増加したピーク流量を安全に流下させることができない地域であり、同項第３号において、「水源の涵養の機能に依存する地域」とは他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として当該森林に依存している地域であることに留意するものとする。

また、同項第２号及び第３号に規定する「水害を発生させるおそれ」及び「水の確保に著しい支障を及ぼすおそれ」とは、造林が行われないことにより森林土壌の相当の部分が流出した結果として起こり得ることをそれぞれ「おそれ」があるものと判断するものであり、現状においては、伐採前の森林が有していた水害の防止の機能及び水源の涵養の機能を定量的に評価することは困難であること、造林が行われた場合であっても、流出した森林土壌を回復させるためには相当の年数を要することに留意するものとする。

⑦市町村森林整備計画制度等の運用上の留意事項について（抄）

（平成３年７月 25 日付け３林野計第 306 号林野庁計画課長通知）

第１　市町村森林整備計画制度

４　模範様式

市町村森林整備計画制度に関する模範様式は、次のとおりとする。

(4)　法第10条の10第１項の勧告　別記様式第４号

別記様式第４号

勧　　告　　書

番　　号

年　月　日

○○○○○　殿

(被勧告者の氏名又は名称及び住所)

市町村長

森林法第１０条の１０第１項の規定に基づき下記のとおり勧告する。

記

１　勧告に係る森林の所在場所

２　勧告の内容（実施又は改善すべき施業及びその方法）

３　勧告する理由

４　その他必要な事項

〔注意事項〕

この勧告書に従って，施業を実施又は改善した場合には，遅滞なくその旨を書面により報告すること。

⑧電線路の維持にかかる伐採及び伐採後の造林の届出制度の運用見直しについて

（令和５年12月７日付け５林整計第637号林野庁森林整備部計画課長から電気事業連合会業務部長、送配電網協議会ネットワーク業務部長、送電事業者、特定送配電事業者宛通知）

森林法施行規則の一部を改正する省令（令和５年農林水産省令第51号）の施行により、電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第４項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者が当該事業の用に供する電線路を同法第39条第１項の技術基準に適合するよう維持するため当該維持の支障となる立木を伐採する場合については、森林法（昭和26年法律249号）第10条の８に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採造林届出書」という。）の提出は要しないこととされました。

今後の電線路の維持にかかる立木の伐採等に当たっては、特に下記の事項にご留意いただきますようお願いします。

なお、関係事業者には貴殿からご周知願います。

記

１ 電線路の維持にかかる伐採造林届出書の提出が不要となっても、森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者は、森林法第10条の７の規定に基づき、市町村森林整備計画（「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）を含む。）に従って森林の施業及び保護を実施すること等森林法をはじめとする関係法令に適合した立木の伐採、造林、作業路の作設等が求められることに変わりはないため、事業者の責任において適切な森林の施業等を実施して下さい。

なお、市町村森林整備計画を遵守していないと認められる場合には、森林法第10条の10に基づく施業の勧告の対象となり得ることにご留意下さい。

２ 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第14条第１項第２号の「当該維持の支障となる立木を伐採する場合」とは、電線路の周囲（電線路から一般的な樹高程度の幅である25m以内を目安とする。）の立木の成長や傾斜等に伴い、「電気設備の技術基準の解釈」（平成25年３月14日付け20130215商局第４号経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官通知）第79条、第103条、第106条又は第108条に定める植物との接近を防止するための措置が確保できないことにより電線路の維持に支障を及ぼす、又はそのおそれがあるため、これらの立木を伐採する場合（これらの立木の伐採、搬出に附帯する集材路の作設等の作業に伴う伐採を含む。）です。

３ 電線路の維持のため上記２の目安を超える範囲の立木を伐採する必要がある場合については、伐採を行う前に、十分な時間的余裕をもって、市町村の林務部局に対して、技術的な必要性（例えば、電線路の周囲の立木の樹高が25mを超える、地形条件等から倒木等が生じた際に25mより遠方の立木が電線路に接近するおそれがある等）について説明を行い、伐採造林届出書の提出が不要となるか確認を行うことが有効です（技術的な必要性が認められない伐採を行った場合には、無届伐採として行政指導や伐採の中止命令、刑事告発等の対象となり得ることにご留意下さい。）。

４ 電線路の維持のための伐採の対象となる森林によっては、保安林の指定、森林経営計画の認定、森林法以外の関係法令の制限を受けているなど伐採造林届出書の提出以外の手続が必要な場合があります。また、1haを超える土地の形質変更を行う場合には、都道府県に対して事前の連絡調整が必要です。このため、事業者において十分な確認を行って下さい。

なお、手続の遺漏等を防止する観点から、予め伐採対象箇所について関係する都道府県や市町村に情報提供を行い、必要な指導等を受けることも有効です。

５ 森林法第５条に基づく地域森林計画の編成等の都道府県や市町村の事務遂行のため、電線路の維持のため実施した立木の伐採について、実績等の情報提供を求められた場合には、協力願います。

以上